



Human Rights Now

【一般公開用に修正加工した報告書バージョンです。】

日本・児童ポルノ規制の実情と課題

子どもたちを守るために、
何が求められているのか

～「疑わしさ」の壁を越えて～



(写真はイメージであり、本文に出てくる人物とは関係ありません)。

国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ

Human Rights Now

目 次

表紙	1 頁
目次	2 頁
概要	3 頁
第 1 はじめに	7 頁
第 2 調査方法	7 頁
第 3 日本における児童ポルノの普及と法規制	8 頁
第 4 実態調査 児童ポルノないしそれと疑われる DVD が広く販売・配信されている	14 頁
第 5 関連する産業	30 頁
第 6 関係機関の取り組みに関する調査とフォローアップ	33 頁
第 7 国際人権基準	45 頁
第 8 まとめ	50 頁
第 9 提言	52 頁

本バージョンは一般公開用であり、児童の権利を考慮して、タイトル名、出演者名、サイト名の一部ないし全部を■■■のかたちで伏字とし、児童ポルノと疑われる作品の写真およびリンクは削除した。



Human Rights Now

東京都台東区上野 5-3-4 クリエイティブ One 秋葉原ビル 7 階
特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ(Human Rights Now)
電話 03-5807-3184 FAX 03-3834-1025
ヒューマンライツ・ナウは東京を本拠とする国際人権 NGO です。

(報告書概要)

1 児童ポルノは児童に対する性的搾取・性虐待を伴う人権侵害であるため、子どもの権利条約等により規制・禁止が呼びかけられている。

日本では、1999年に「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(「児童買春・児童ポルノ禁止法」)が制定され、2014年に二度目の改正が行われ、現在実施されている。

日本を本拠とする国際人権 NGO であるヒューマンライツ・ナウ(「HRN」)は、2015年5月より、同法に基づき、児童ポルノが日本国内で有効に規制され、根絶に近づいているのかを調査し、本報告書を取りまとめた。本報告書では、児童買春・児童ポルノ禁止法に基づき、実在する児童に限定して「児童ポルノ」と表記し、調査対象としている。

2 HRN 調査チームが1年余にわたり、東京都内の店舗及びインターネット上の児童ポルノについて調査を継続してきた結果、

- ・あからさまに「児童ポルノ」であることを宣伝する DVD、
- ・出演者が18歳未満であることを宣伝するポルノ DVD、
- ・出演者の容姿・服装・体型等から18歳未満であることが疑われるポルノ DVD

が公然と商品として広範に流通し、店頭で陳列・販売され、インターネットにおいても配信されている事態を確認した。

児童ポルノないし、少なくとも児童ポルノと疑われる画像・動画が、氾濫していることが短期間の調査でも明らかになった。

こうした状況の背景には、

- 1) 出演者の年齢が明らかでないため、「児童」か否か判別できないとして警察による取締りが行われないこと
- 2) 18歳未満が出演するコンテンツについて審査・流通・販売段階でのチェック体制が不備であること、
- 3) 3号ポルノについての実質的なチェック体制が不備であることが挙げられる。

3 HRN 調査チームが警察機関に対し、取締りの実情を確認した結果、

・被害者からの申告はめったになく、被害児童が特定されないため、年齢確認ができず、ポルノ作品の出演者が本当に18歳未満であることが証明されないこと、

・「悪質な」児童ポルノへの取り締まりが最優先とされるため、商品として広範に販売されている、3号ポルノに関する取り締まりが徹底していないこと、

・人的資源が十分に児童ポルノ取締りに振り向けられていないこと(「悪質な」児童ポルノのネットパトロール等が最優先とされている)、

・児童買春・児童ポルノ禁止法のもと、店舗やネットサイトで公然と販売・配信されている作品には、まさか児童ポルノはないだろうという先入観(メーカーへの信頼)が警察にもあること

が、効果的な取締りを妨げている原因として浮かび上がった。

4(1) 児童ポルノと疑われる画像・動画は、

1) 性行為、性交渉(疑似的なものを含む)の様子を撮影している内容のもの(「1号ポルノ」ないし「2号ポルノ」)、

2) こうした性行為を含まないイメージ・ビデオ(「3号ポルノ」)に分類される。

HRN 調査チームが店頭で発見した動画作品には、1)も2)も含まれていた。また、少なからぬ作品が審査団体の審査を受けていないことが判明した。

加えて、審査団体の審査を受けていない作品でも、大手のアダルトビデオ店において公然

と販売され、DMM などの大手通販サイトで販売されていることが確認できた。

特に、2)に該当する性交・性交類似行為を含まない「着エロ」と言われるビデオやイメージ・ビデオに関しては、アダルト・成人向けではないとされ、制作メーカーの多くが非特定営利活動法人知的財産振興協会（IPPA）などのメーカー団体に所属せず、審査団体の審査を通っていないことが判明した。

「着エロ」や、イメージ・ビデオには、実際には男性とのからみ等があるものも含まれており、それでも審査を受けないまま流通されているとの情報提供を関係機関から受けた。

(2) 一方、審査団体の審査を通っているにも拘わらず、出演者が小学生であることを殊更に強調する、児童ポルノの疑いが高い作品もあることを確認した。

審査団体からの聞き取りによれば、2015 年以降審査基準を厳しくし、児童ポルノであることを示唆する作品は審査を通らないこととしたとされている。しかし、新しい審査基準は公表されておらず、具体的な審査基準を確認することはできなかった。

また、審査基準を新しくしても、従前の基準で審査を通った商品はその後も回収されることなく、販売・流通が続けられているのが現状である。

さらに、審査段階で児童ポルノと疑われる作品であっても、審査団体が出演者の年齢確認をするプロセスや体制がない、ということも判明した。児童買春・児童ポルノ禁止法のもと、「まさかメーカーは 18 歳未満を出演させない」という信頼のもと、チェック体制が十分でないことが明らかになった。

(3) さらに、店舗においては、児童ポルノを販売しないということは当然の前提となっているものの、児童ポルノに関する独自のチェック体制もないまま、公然と販売をしている状況にある。

店舗では、審査を経ない作品でも販売されている。そして、児童ポルノと疑われる作品であっても、出演者の氏名や年齢を公文書により確認するような仕組みは導入されていない。

3 号ポルノに該当する作品が店舗で公然と陳列されている実情から、店舗においては、3 号ポルノに関する認識が十分に徹底せず、あたかも「着エロ」やイメージ・ビデオといったジャンルであれば OK なコンテンツとの認識が広がっていることがうかがわれた。

そうしたもとで、

- 1) 審査を通らない、児童ポルノと疑われる作品(「着エロ」、イメージ・ビデオを含む)、
- 2) 審査団体の主張する 2015 年の審査基準改定の以前に審査をパスした作品、
- 3) 審査をパスしているものの、審査団体において年齢確認をしていない、児童ポルノと疑われる作品

がそのまま販売されているのが実情であることが明らかになった。

(4) インターネット通信販売においても、サイト分析をした結果、同様に、上記(3)1)ないし 3)に該当する作品について販売・配信が行われている実態が明らかになった。

さらに、「ストリーミング」であるから単純所持罪に該当しない等として積極的に視聴を勧誘するサイトも確認された。

児童ポルノをブロックするため、インターネットコンテンツセーフティ協会（「ICSA」）等が取り組みを進めており、アダルトビデオサイトのインターネット・プロバイダやレンタル・サーバーは、準拠法上違法となるコンテンツの禁止を規定している。また、Google 等の検索エンジンも、児童ポルノ画像等が検索結果に表れないよう、ブロックの対策を講じている。しかし、こうしたブロック体制をもってしても、インターネット空間には児童ポルノないしそれと疑われるコンテンツが野放しのようにあふれており、検索エンジンでも容易に検索ができる状況にある。

その原因としては、

- 1) 関連する事業者において年齢確認のチェック体制がないこと、
- 2) 3号ポルノに関する認識が十分に徹底せず、あたかも「着エロ」やイメージ・ビデオといったジャンルであればOKなコンテンツとの認識が広がっていること
があると考えられる。

5 こうした分析を踏まえ、HRNは限られた範囲ではあるものの、調査や関係機関・事業者との懇談の機会を通じて、こうした事態について問題提起を行い、是正を呼びかけてきた。その後、以下のような変化が生まれている。

- 1) 警視庁が無審査の着エロ事例を摘発し(2016年6月)、無審査の着エロ事例に関する注意喚起を審査団体、販売店等に対して行った(2016年7月)、
- 2) AV業界団体である特定非営利活動法人・知的財産振興協会(IPPA)が、AV作品取扱い業者あてに、無審査作品の取扱い停止を要請した、
- 3) AV販売店の業界団体であるセルメディアネットワーク協会が、1)の警視庁の告示に従って再発防止を表明し、無審査作品を取り扱わないことを決定した、
- 4) 児童ポルノの審査基準の厳格化、従前の審査基準で流通している商品の回収・廃棄、審査段階における出演者の年齢確認についての当団体の提案を受け、審査団体らが検討を開始した
ことが挙げられる。

HRNは関係機関・関連業者の児童ポルノ根絶に向けた前向きの姿勢を歓迎し、今後とも確実な実施を求める。

6 今回の調査では、児童が児童ポルノ等の性的搾取に汲みこまれる経緯や、関連する産業については調査ができなかったが、「着エロ」、イメージ・ビデオメーカーと児童をつなぐ役割を果たす、スカウト、プロダクション・事務所の存在があると考えられる。

18歳未満の児童を所属させるプロダクションについては、児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、労働法(年少者の使用に関する労働基準法56条以下の定め)を遵守し、児童を性的搾取させていないか、について十分なモニタリングや取締りがなされているとはいえ、子どもの権利を保護するための効果的な監視システムが不可欠であり、そのための法整備や現行法の運用改善が必要であると考えられる。

7 こうした状況を改善し、児童ポルノを根絶するためには、原因分析に基づく効果的な取り組みが不可欠である。HRNは調査結果を踏まえ、本報告書末尾に、政府、警察、関連業者に対する勧告を行い、国際基準・外国の実務をもとに、今後の立法についても提言を行った。関係各機関が真摯に受け止め、実施されるよう要請する。

同時に児童ポルノ根絶のため、社会全体で認識を新たにすることが必要である。

18歳未満のポルノ禁止について3号ポルノを含めた正確な理解を確立し、児童を搾取・虐待から保護するためにこれを絶対に容認しないこと(「ゼロ・トレランス」)を呼びかけたい。関係機関には児童ポルノか「疑わしい」との壁を前に、介入が進まない現状の打開を強く求めたい。

【勧告の概要】

1 政府(内閣府・関係閣僚)に対し、

- (1) 児童ポルノの製造・販売・流通・配信に関する実情および児童が巻き込まれる経緯、関連する産業、被害実態に関する調査を実施し、製造・流通及び被害の防止のための必要な施策を講じること
- (2) 18歳未満の児童が所属するプロダクション等の事務所に児童保護・労働者保護を徹底するように、効果的な監督方法、法規制を検討すること

- (3) 3号ポルノが児童ポルノに該当し、その根絶がその根絶を重点課題として明確に位置付け、すべての省庁、自治体、公共機関、一般社会及び関連する産業に周知徹底すること、

2 警察に対し、

- (1) 児童ポルノ根絶を最優先の課題として位置づけ、必要な財政的・人的資源を投入し、着エロ、イメージ・ビデオ等種類の如何を問わず、一切これを許さないゼロ・トレランスの姿勢で対応すること、
- (2) 出演者が18歳以上であることが明確でないポルノについてはサプライ・チェーンをさかのぼって年齢確認書類の照会を行い、18歳以上であることが確認できない事案を積極的に立件すること、
- (3) 3号ポルノに該当する児童ポルノについても児童ポルノに該当することをすべての警察署で周知徹底し、重点課題として位置づけ、積極的な捜査・取締りを進めること
- (4) 捜査の能力強化、人材育成・教育、各警察署での必要な人員の確保により取締りを強化すること

3 政府機関・国会議員に対し、以下の内容の立法を検討すること

- (1) すべての演技者・出演者の年齢確認資料の保管を、ポルノ作品の制作、編集、流通、審査、販売、配信等に関わる全ての関係者に義務付け、違反者に罰則を科すこと、
- (2) プロバイダに対し、児童ポルノを発見した場合に政府機関への通報を義務づけること

4 関連する機関に対し、

- (1) 「着エロ」、イメージ・ビデオの如何を問わず、児童ポルノを一切許さない「ゼロ・トレランス」の姿勢で対応すること、
- (2) 18歳未満のポルノは3号ポルノに該当するものも含め一切これを制作・流通・販売・配信、レンタルしないことを徹底すること、
- (3) 製造・審査・流通・配信・販売・レンタルの全過程で、公文書により出演者の氏名・身元・年齢確認を公文書(ID)にて厳格に行い、各段階で公文書(ID)のコピーを保管すること、
- (4) 審査基準を統一化、明確化、厳格化して公表し、すべての作品を審査に通すこと
審査にあたっては現行法を遵守するため以下のことを必ず行うこと
・審査段階で必ず公文書で年齢確認を行い、出演者が18歳以上であることを証するIDがない作品は審査を不合格とすること
・3号ポルノを含む児童ポルノを厳格に禁止すること
- (5) 自主的規制として、児童ポルノと宣伝する等、児童に見えるポルノ作品も禁止すること
- (6) 現在の審査基準に合致しない作品は回収・廃棄とすること、
- (7) 審査機関の審査を通らない作品については、販売、流通、ネット通販、配信について取り扱い停止とすること
- (8) 厳格な統一基準を通さない児童ポルノないし児童ポルノと疑われる作品を販売・通信販売、配信している店舗・通販サイトには、作品を提供しないルールを確立し、実施すること

5 インターネット関係業者に対し、

「着エロ」、イメージ・ビデオの如何を問わず、18歳未満に関するポルノは3号ポルノに該当するものも含めて厳格かつ積極的にその該当性を判断し、該当する違法なものについては、ユーザーへのアクセスブロッキング、ウェブサイト削除等、ユーザーが児童ポルノに触れることができないよう対策を行うこと

第1 はじめに

児童¹ポルノは実在する少年・少女をポルノの出演者とするという点で、作成過程において児童虐待・性的搾取という深刻な人権侵害を伴う。最近では、児童ポルノはインターネット上で流通することが多いが、一旦インターネットに流出すれば、完全に消すことはほぼ不可能であり、被害児童は永遠に苦しみ続けることになりかねない。こうしたなか、国際的にも日本国内においても、児童ポルノの製造や提供等は刑事罰の対象とされている。

日本では、国連子どもの権利条約等の国際人権基準に基づき、1999年に「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（「児童買春・児童ポルノ禁止法」）が制定²され、2014年に二度目の改正が行われ、現在実施されている。

日本政府は国際社会からの批判を受けて取締りを強化しているが、2014年中の児童ポルノ事犯の検挙件数・人数、被害児童数は、過去最多を更新している³。

関係機関の取り組みにもかかわらず、法規制と現実の間にはいまだに深刻な乖離があり、子どもたちへの性的搾取の被害を防止することができていないと言いき難い。

こうしたなか、日本を本拠とする国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ（「HRN」）⁴では、関係機関の協力も得ながら、1年間にわたり、児童ポルノに関する調査を実施し、本報告書にまとめた。本報告書では、実態調査とともに、関連法とその効果的な実施が実現していない状況、国際的な人権スタンダードに基づく政府の責務を概観し、児童に対する人権侵害をなくすために必要な提言を行う。

第2 調査方法

本調査はヒューマンライツ・ナウ(HRN)の調査チームが2015年5月より実施してきた。手法は、以下のとおりである。

1) 東京都に実在する店舗及びインターネットの販売サイトにおいて、児童ポルノの販売の有無を調査した。店舗及びインターネット販売サイトともに、数回にわたり、調査を実施してきた。店舗調査については、サンプル調査として、東京都千代田区神田秋葉原周辺において行い、本調査報告書では、同地域の系列店舗への定点調査の結果をまとめた⁵。

被害児童への接触は容易ではなかったこと、被害児童聞き取りに関する他の調査が行われていたこともあり、今回の調査は普及・頒布状況に絞ったものとした。

2) 次に、関連する機関の取り組みについてデスクリサーチを行ったうえで、警察、審査団体、販売店の団体、AVメーカーから聞き取りを行い、取り組みの実情を分析した。

関連する産業や省庁が多岐にわたることから聞き取りを行った機関は包括的なものではなく、調査対象が限定されているものの、早期に児童ポルノを取り巻く現状を広く社会で共有するために、この段階で公表をすることとした。

3) さらに、被害児童が確認できないこともあり、小児科医に当団体が調査した児童ポルノと疑われる制作物を示して意見を聴取した。

なお、児童ポルノには、実在しない児童を出演者とするポルノ（仮想描写物）を含むと解釈される場合もあるが、本報告書では、児童買春・児童ポルノ禁止法に基づき、実在する児童に限定して「児童ポルノ」と表記し、調査対象としている。

¹ 「児童」の定義は根拠法により異なるが、本報告書では、児童の権利に関する条約や児童買春・ポルノ禁止法、児童福祉法上の児童である「18歳未満の者」を指すこととする。

² 平成11年5月26日法律第52号

³ 警察庁生活安全局少年課 https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/statistics.html

⁴ 東京を本拠とする国際人権 NGO。日本の認定 NPO 法人である。2012年に国連経済社会理事会の決議により、国連特別協議資格を取得した。 <http://hrn.or.jp/>

⁵ この地域は都内有数の繁華街であり、全国的な状況を把握するうえでサンプルとして適していると考えた。また、都内でもアダルト DVD 販売店舗が多いとみられ(<http://yabatan.com/>)、都内周辺に10数にわたる店舗を展開する「ラムタラ」の店舗が5店舗存在することが確認された(<http://www.lammtarra.com/top/>)。

第3 日本における児童ポルノの普及と法規制

1 法規制に至る経緯

(1)日本では、1999年の児童買春・児童ポルノ禁止法制定まで児童ポルノに関する何らの規制もなく、「児童ポルノ天国」と言われるように児童ポルノが自由に流通してきたと言われている。近年、ビデオカメラ・コンピュータ・さまざまな通信機器（携帯電話、とりわけスマートフォン）・スキャナー・デジタルカメラ等の新技術の登場により、児童ポルノの製造及び蓄積がさらに容易になったことを受け、日本の児童ポルノは広範囲にわたり販売されるようになった⁶。

日本から発信された児童ポルノが広く世界的に流通していることを示す複数の研究結果が存在する。例えば、ヨーク大学（アイルランド）が1997年に行った調査結果によると、ウェブ上に存在する未成年女子の性的な画像の多くは日本から発信されており、発見されたウェブサイトの73%と圧倒的多数を占めていた（次いでアメリカの14%、イギリスの3%）⁷。こうした実態を受け、日本は児童ポルノの発信源として諸外国から度々批判されてきた。1996年の「第1回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」では、日本人男性による東南アジア諸国での買春ツアーが横行し、日本が児童ポルノの国際的発信源と化している実態が指摘され、それらを規制する法律が当時存在しなかったことに批判が集中した。

(2)こうした流れを受けて、1999年に、児童買春・児童ポルノ禁止法が制定された。

同法は1999年に林芳正参議院議員を含む7人の超党派議員によって参議院に議案が提出され、衆参両議院で可決されたのち、5月26日に公布された⁸。

森山眞弓衆議院議員(当時)は、同法案の不十分さを認めながらも、一刻も早い成立を目指すため、「最小限度必要で可能なものをまとめていこうということで、それを条文化したというのがこの法案」だと述べた。それにより、被害者児童の実名報道の罰則規定や単純所持規制は三年後の改正の時に議論するとし、1999年時点では見送られた。

この原法案の附則として、「第六条 児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と定められた。

その後、2004年と2014年の2度にわたって改正されて現行法に至っている。

(3)児童ポルノの被害実態に関する調査としては、「児童相談所における児童買春・児童ポルノ被害児童への対応状況に関する調査研究事案研究会」が2016年2月～3月に全国の児童相談所の全児童福祉司を対象に行った実態調査が初めてのものと思われる⁹。なお、その内容は報告書として公表されている。¹⁰

⁶ 外務省ウェブサイト 「『第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議』の概要と評価」に掲載の「プレス・キット テーマ・ペーパー3（仮訳） 児童ポルノとは何か？」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdf/jido_p.pdf) 5頁

⁷ 外務省ウェブサイト 「『第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議』の概要と評価」に掲載の「プレス・キット テーマ・ペーパー3（仮訳） 児童ポルノとは何か？」7頁

⁸ 児童買春・児童ポルノ禁止法議案提出理由について清水嘉与子参議院議員(当時)は、性的搾取や性的虐待からの児童の保護が定められている児童の権利に関する条約に日本は平成六年に批准したにもかかわらず、日本国内における援助交際や東南アジアにおける買春ツアーなどが社会問題化しており、また児童の性的な姿態を描写した写真などの製造及び販売も問題になっていることを受けて、児童の権利の擁護に資するため、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、児童の保護のための措置等を定めることを狙いとしている。

⁹ <http://www.asahi.com/articles/ASJ5V74KVJ5VUTIL051.html>

¹⁰ http://lhj.jp/wp-content/uploads/2016/06/jisorepo_web_20160531original.compressed.pdf

2 児童買春・児童ポルノ禁止法

日本では、児童ポルノに関し、上記児童買春・児童ポルノ禁止法を始め、様々な規制立法が存在する。

(1) 児童買春・児童ポルノ禁止法

同法では、児童ポルノを以下の通り定義する。また、2条1号違反の児童ポルノは「1号ポルノ」、2号違反は「2号ポルノ」、3号違反は「3号ポルノ」と呼称される。

児童買春・児童ポルノ禁止法は実在する児童を保護するものとされている。これは被害児童の権利保護を目的とすること¹¹及び創作者に対する萎縮効果を回避すべきこと¹²等を理由としている。

児童買春・児童ポルノ禁止法第2条3項

写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

(2) 第1次改正

同法の施行後、依然として児童買春、児童ポルノに係る事件が後を絶たず、また、国連において「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」が、欧州評議会において「サイバー犯罪に関する条約」がそれぞれ採択されるなど、児童の権利の擁護に関する国際的取り組みがより一層進展したことを受けて、平成16年（2004年）6月1日に同法改正案が提出され、第159回国会で衆参ともに可決、同年6月18日に公布された。この改正で、児童買春・児童ポルノの行為について厳格な処罰を行うことができるように法定刑が引き上げられたとともに、その処罰の範囲を広げる等の措置が行なわれた。

(3) 第2次改正

平成26年（2014年）に、平成16年度の児童買春・児童ポルノ禁止法改正から「10年が経ち、その間、インターネットの発達により児童ポルノに係る行為の被害に遭う児童が増え続けていることや、児童ポルノの単純所持罪を設けるべきとの従前からの国内の議論及び国際社会の強い要請があることなどを考慮し」て、第186回国会で法務委員長によって改正案が提出され、同年6月25日に公布された。

この改正では、新設された第3条の2によりみだりに児童ポルノを所持する行為が禁止されるとともに、同法第7条第1項により、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持等する行為も処罰されるようになった¹³。

¹¹ 第186回国会衆議院法務委員会第24号（平成26年6月17日）、6頁、ふくだ峰之衆議院議員発言

¹² 同委員会第21号（平成26年6月4日）、7頁、ふくだ峰之衆議院議員発言

¹³ 児童買春・児童ポルノ禁止法第3条の2は次のとおり定める。「何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくは第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない。」また、同法第7条第1項は次のとおり定める。「自己の性的好奇

また、「盗撮により児童ポルノを製造する行為」が罰則の対象に加えられた。

児童ポルノの定義に関して、改正前は「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの」であつたところを、3号ポルノの定義をより明確にするため、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」とした。

さらに、インターネットの利用に係る事業者の努力等が盛り込まれた。

2015年には、同法に基づき、児童ポルノの投稿についてアプリ運営者がはじめて摘発された（公然陳列の幫助犯）¹⁴。

(4) 非実在規制をめぐる議論

2014年改正では、実在しない児童を性的に描く漫画やアニメ、CGといった仮想描写物についての規制が議論となったが、見送られた¹⁵。この点で、日本の取り組みはいまだ不十分であるとして諸外国から批判もある¹⁶。いくつかの国際機関は、実在しない児童の性搾取的描写も児童ポルノの定義に含める取り扱いをすべきだとの見解を発表している¹⁷。

3 その他の法規制

児童ポルノに関しては児童買春・児童ポルノ禁止法以外にも、以下の法規制が存在する。

(1) 児童ポルノの製造販売等に関する規制

1) 刑法¹⁸

児童ポルノが「わいせつ」に該当すれば、わいせつ物頒布罪、わいせつ物陳列罪、わいせつ物所持罪等による処罰対象となる（同法 175 条）。

「わいせつ」の定義は、判例¹⁹上、「徒に性欲を興奮又は刺激せしめ且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し善良な性的道義観念に反する」とされており、性器の露出があるか否かで判断が分かると考えられている。

2) 青少年健全育成条例

地方自治体が制定する青少年健全育成条例において、独自の児童ポルノの取締規定が置かれることも多い。

心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。」

¹⁴ <http://www.sankei.com/affairs/news/151105/afr1511050004-n1.html>

¹⁵ 保護法益の違いや表現の自由への配慮等を理由とする。第 186 回国会衆議院法務委員会第 21 号（平成 26 年 6 月 4 日）、35 頁、枝野幸男議員発言。同 43 頁、遠山清彦議員発言

¹⁶ 例えば米国国務省民主主義・人権・労働局(Bureau of Democracy, Human Rights and Labor)による国別レポート(Country Reports on Human Rights Practices for 2014 (Japan))は、日本について「性描写が露骨なアニメ、マンガ、ゲームには暴力的な性的虐待や子どもの強姦を描写するものもあるが、日本の法律は、こうしたアニメ、マンガ、ゲームを自由に入手できるという問題に対処していない」と指摘する。

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm#wrapper>

仮訳 <http://japanese.japan.usembassy.gov/j/p/tpj-20150724a.html>

¹⁷ 日本ユニセフ協会 http://www.unicef.or.jp/special/0705/cyberporn03_03.html

・ 2007 年の欧州評議会「子どもの性的搾取及び性的虐待からの保護に関する条約」

（第 20 条第 2 項）Council of Europe Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse <http://conventions.coe.int/Treaty/EN/treaties/html/201.htm>

・ 2008 年の「第 3 回児童の性的搾取に反対する世界会議・成果文書」

The Rio de Janeiro Declaration and Call for Action to Prevent and Stop Sexual Exploitation of Children and Adolescents <http://www.mofa.go.jp/policy/human/child/congress0811-d.pdf>

¹⁸ 1907 年 4 月成立、1908 年 10 月施行

¹⁹ 最高裁 1951 年 5 月 10 日（サンデー娯楽事件）、最高裁 1957 年 3 月 13 日（チャタレー事件）

例えば、大阪府青少年健全育成条例²⁰では、下記行為が「青少年に対する性的虐待に係る行為」であることを明言し、事業者及び保護者を名宛人として、子どもの性的虐待の記録を製造・販売しないよう求めるとともに、全ての人に対して所持を禁止している。

- ・ 13 歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為
- ・ 13 歳以上 18 歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて、当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為

(2) 児童ポルノ作成過程での児童への人権侵害に対する規制

1) 刑法

刑法 182 条（淫行勧誘）は、「営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」と規定する。

2) 児童福祉法²¹

「児童に淫行をさせる行為」（同法 34 条 1 項 6 号）及び「児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって自己の支配下に置く行為」（同 9 号）を禁止し、違反した場合には懲役刑を含む罰則がある（同法 60 条 1 項、2 項）。

3) 児童虐待の防止等に関する法律²²

「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」が「児童虐待」に該当すると定義した上で、保護者を名宛人として、罰則はないものにかかる行為を禁止している（同法 2 条 2 号、3 条）。

4 政府・警察による児童ポルノ対策

政府・特に警察は、2001 年の「児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画」策定²³、2003 年の出会い系サイト規制法制定、2010 年の児童ポルノ排除総合対策決定²⁴、2014 年の「人身取引対策行動計画 2014」策定²⁵等、一連の取り組みを行ってきた。

(1) 児童ポルノ排除総合対策²⁶

2010 年 7 月、犯罪対策閣僚会議は、児童ポルノの蔓延・氾濫を食い止め、排除を進めていくため、児童ポルノ排除総合対策を策定した。この総合対策は、現行法を前提に、政府として早急に行うべき施策を取りまとめたものであり、これに基づき、国民、事業者、関係団体等との連携の下、各府省庁において施策が推進された。

しかし、このような取り組みにも関わらず、児童ポルノ事犯の送致件数・人員が増加し続けていることを受け、2013 年 5 月、「第二次児童ポルノ排除総合対策」が策定された。ここでは、①ファイル共有ソフト対策を含めた流通・閲覧防止措置の強化、②被害者支援を強化するための保護対策の充実強化、③国際連携を強化するための取組の推進が挙げられた。

さらに、2016 年 7 月に犯罪対策閣僚会議において「第三次児童ポルノ排除総合対策²⁷」を

²⁰ http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000487.html

²¹ 1947 年 12 月成立、1948 年 1 月施行

²² 2000 年 5 月成立、同年 11 月施行

²³ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csec01/j_kodo.pdf

²⁴ <http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/>

²⁵ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/>

²⁶ 内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/>

²⁷ 第三次児童ポルノ排除総合対策の概要は以下のとおり。①インターネット関連事犯の被害防止対策の推進（フィルタリングの利用や家庭におけるインターネット利用に係るルール作りの推奨等を行う「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の推進）、②インターネット上の流通・閲覧防止対策の推進（児童ポルノに係る流通・閲覧防止の取組や違法情報の関係機関への通報等についての幅広い広報・啓発活動の推進）、

決定、これらに基づき、取締り、流通・閲覧防止対策、被害児童支援等の諸対策を推進しており、特に、低年齢児童ポルノ愛好者グループ、児童ポルノ販売グループ、ファイル共有ソフト利用事犯、国外犯等の悪質な児童ポルノ事犯の取締りを強化している旨記載されている²⁸。

これら決定された対策に基づき、内閣府、警察庁、厚生労働省、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省において、児童ポルノ排除対策の取り組みが行われている²⁹。

(2) 警察庁・警視庁の取り組み・方針

警察庁及び警視庁は、それぞれが児童ポルノについての情報提供の呼びかけなどを行うウェブサイトを作成するなどの対応を行っている³⁰。このほか方針に基づき取組みを進めるとされる。

1) 警察庁

警察庁は、特設ウェブサイト (https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/) を開設し、児童ポルノが許されないことについて警告している³¹。

また、HP の児童ポルノ排除総合対策のページ³²では、第一次ないし第三次児童ポルノ排除総合対策、取り組み状況等が掲載されている。

平成 27 年 6 月 12 日児童ポルノ排除対策ワーキングチーム決定を受けた主な取組状況（平成 26 年 5 月から平成 27 年 4 月まで）の概要は以下のとおりであるとされる³³。

① 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進：児童ポルノ排除対策推進協議会の開催。
「児童ポルノ事犯について考える～未然防止・拡大防止と被害児童の保護・支援～」をテーマに公開シンポジウムを実施。ポスターやリーフレットの作成・配布等の広報活動。

③悪質な事犯の取締りの強化と被害児童の保護対策の推進（○サイバー補導の推進、○検察・警察・児童相談所が連携し、その代表者が児童の事情聴取を行うことで、児童の負担軽減等を図る「協同面接」の実施、○「自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等罪」（平成 27 年 7 月罰則適用開始）の適切な適用、○児童保護施策の実施状況等に係る定期的な検証及び評価の実施）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>

²⁸ https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/cp-taisaku/pdf/s-gaiyo3.pdf

²⁹ <http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/>

³⁰ 警察庁サイト：https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/

警視庁サイト：https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/anket/child_porno.html

³¹ 児童ポルノに関する罰則などが説明されているほか、具体的な検挙事例も紹介されている。また、「インターネット・ホットライン」（警察庁の委託を受けて運営されている通報システムであり、法律違反のウェブサイト等を発見した者がオンラインでその情報を通報できるようになっている）への通報や、「匿名通報ダイヤル」（電話又はオンラインによる通報ができ、一定の情報については通報者に情報料が支払われるシステムとなっている）による通報について説明がなされており、情報提供が呼びかけられている。

HP に記載されている主な検挙事例は次のとおりである。

- 低年齢児童ポルノ愛好者グループの取締り：低年齢児童ポルノ愛好者グループのメンバーである保育士の男（31 歳）らは、インターネットの掲示板等で知り合い、自ら女兒にわいせつな行為をして児童ポルノを製造し、その画像等を交換していた。平成 27 年 6 月までに、男ら 16 人を強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造、提供）等で検挙するとともに、計 200 万点以上の児童ポルノ画像を押収した（大分・広島・岐阜・兵庫・大阪・神奈川・宮崎）。
- DVD 販売グループの取締り：平成 26 年 6 月及び 27 年 2 月、DVD 卸売会社を経営する男（46 歳）らは、露出度の高い水着を児童に着用させ、性的な部位を強調した児童ポルノ DVD1,500 枚を販売会社へ納品した。同販売会社を経営する男（54 歳）らは 27 年 7 月に通信販売サイトなどにおいて募った購入客に同 DVD を販売し、さらに支店内において同 DVD を販売目的で所持した。27 年 9 月、男ら 7 人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（提供等）で検挙した（神奈川）。
- 国外犯の取締り：平成 26 年 1 月、無職の男（64 歳）は、フィリピン共和国マニラ市内において、フィリピン人の少女とわいせつな行為を行い、その様子を撮影して児童ポルノを製造した。平成 27 年 4 月、男を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）で逮捕した（神奈川）。

³² https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/cp-taisaku/index.html

³³ https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/cp-taisaku/pdf/torikumigaiyo_h27.pdf

- ② 被害防止対策の推進：非行防止教室、ネットモラルキャラバン隊、インターネット安全教室等の啓発事業における啓発活動。
- ③ インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進：悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りを強化するとともに、サイト管理者に対する迅速な削除依頼等を推進。精度の高いブロッキング方式に関する実証実験の成果を活用し、ブロッキング導入の具体的施策について普及啓発を実施。
- ④ 被害児童の早期発見及び支援活動の推進。
- ⑤ 児童ポルノ事犯の取締りの強化：低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯等に重点を置いた取締りを推進。児童買春・児童ポルノ禁止法等を積極的に適用。
- ⑥ 諸外国との協力体制の構築と国際連携の強化等。

2) 警視庁³⁴

警視庁のホームページには、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が挙げられ、①児童ポルノを提供、製造等をする行為、②児童ポルノを公然陳列する行為、③児童ポルノを提供目的で所持する行為、④自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持する行為³⁵及び⑤盗撮により児童ポルノを製造する行為が規制の対象として説明されている。

対策として、警視庁は、「STOP！児童ポルノ・情報ホットライン」を開設し、児童ポルノに関する事件情報（児童ポルノを製造している人を「知っている」、児童ポルノ画像をインターネットに掲載している人を「知っている」、児童ポルノが写った DVD などを販売している人を「知っている」等）や被害相談等（匿名での通報可、秘密厳守）を電話及び E メールで受け付けているとされる³⁶。さらに警視庁は、定期的に発行している広報紙（「広報けいしちょう」）でも、児童ポルノに関する記事を度々掲載している。

5 民間の取り組み

民間による自主的な取組として、インターネット上の児童ポルノ画像の閲覧防止措置（ブロッキング）³⁷が開始されている。

主体は、2011 年 3 月に発足したインターネットコンテンツセーフティ協会（「ICSA」）という団体であり、グーグル株式会社、ヤフー株式会社、NTT コミュニケーションズ株式会社等、2015 年 4 月 1 日現在で 90 社が会員となっている。

ブロッキングの仕組みは、警察及びインターネット・ホットラインセンター（「IHC」）からの情報提供を受け、ICSA が、児童ポルノの存在確認、児童ポルノの判定（アドバイザー（医師、弁護士）による判定）、アドレスリストの確定・事業者への提供を行い、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）、検索事業者、フィルタリング事業者による児童ポルノブロッキングが実施されている。

警察庁によれば、平成 26 年 5 月から平成 27 年 4 月までの取り組み状況として、ICSA が ISP54 社、検索エンジンサービス事業者 3 社、フィルタリング事業者 3 社（いずれも 2015 年 4 月 1 日現在）に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供され、流通防止措置を推進したとされる³⁸。

³⁴ https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/anket/child_porno.html

³⁵ 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持についての罰則は、2015 年 7 月 15 日から適用されている。

³⁶ このようなサイトの設置といった取り組みは、他の県警でも行われている。

³⁷ インターネットコンテンツセーフティ協会ホームページ <http://www.netsafety.or.jp/blocking/index.html>

³⁸ https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/cp-taisaku/pdf/torikumigaiyo_h27.pdf

第4 実態調査

児童ポルノないしそれと疑われる DVD が広く販売・配信されている

このように、児童ポルノに関する規制は年々強まっているが、HRN の調査の結果、実態としては、児童ポルノないしそれと疑われる DVD が広く販売・配信されている現状にあることが確認された。

1 2015 年 5 月及び 8 月の実店舗調査

HRN 調査チームは、2015 年 5 月下旬、東京都秋葉原近辺において、児童ポルノの実態調査を行い、児童ポルノが依然として販売されている実態を確認した。さらに、8 月上旬にも同様の調査を行い、証拠収集を行った³⁹。

その結果、以下のとおり児童ポルノないしそれと疑われる DVD 作品が多数販売されている状況を確認することが出来た。



児童ポルノと疑われるビデオが陳列されているコーナー

なお、以下に示す作品については、児童ポルノと強く疑われる作品が多かったが、刑事事件で有罪立証がなされたものではないため、本報告書では、いずれについても児童ポルノであると断定せず、「疑われる」等の表記としている。

(1) 低年齢の「児童ポルノ」作品

① 「小●(学)生 13 人 全部見せスペシャル!!」

タイトルは伏字であるが、「小学生」を出演者とする児童ポルノであることが明言されている。パッケージには「本物小学生」「超ロリコン」「児ポ!!」などと記載されており、児童ポルノに該当することを積極的に宣伝文句として利用している。⁴⁰

³⁹ 実際に調査を行った店舗は、「ラムタラ」(<http://www.lammtarra.com/top/>)の系列店である。
(<http://www.lammtarra.com/top/?cat=9>)。なお、HRN は本調査以前に同店舗において児童ポルノと疑われる商品が販売されているのではないかと複数の情報提供を受けていた。

⁴⁰ インターネットでも販売されており、その情報によればメーカーはファーストスターとされている。

パッケージ上から児童が実際に性交を行っている姿態が撮影されていることがうかがわれ、パッケージのとおりであれば、児童ポルノの中でも最も悪質な 1 号ポルノに該当することになる。

また、出演者が小学生ということは、13 歳未満の女子であるから、実際に性交をした場合は、強姦罪（刑法 177 条後段）、わいせつ行為を行った場合は強制わいせつ罪刑法 176 条後段）にも該当すると考えられる。

以下、本バージョンは一般公開用であり、児童の権利を考慮して、タイトル名、出演者名、サイト名の一部ないし全部を■■■のかたちで伏字とし、児童ポルノと疑われる作品の写真および関連リンクは削除した。正式な報告書では、HRN において黒色にて目線を加筆し、性器周辺、臀部、胸部が強調されている部分は赤色でカバーしている。

写真削除

なお、このビデオの出演者が 18 歳未満であることについて、少女の氏名・年齢を特定・確認することはできていないが、出演者の状況及び、パッケージ上「本物小学生」「超ロリコン」「児ポ！！」として宣伝している事に照らし、児童ポルノの疑いが高いと判断した。

しかし、HRN がインタビューをした NGO 団体等⁴¹によれば、こうしたビデオの存在を警察署に知らせ、捜査を求めたとしても、警察はしばしば「出演者の年齢の立証が困難」等の理由で検挙や捜査に至らないという。

② 「6 年生 本物のロリータビデオ 裏」

少女の氏名・年齢を特定・確認することはできていないものの、パッケージの表記から判断する限り、①と同様に、小学 6 年生が性交する姿態を撮影した児童ポルノである疑いが高い作品である。

こちらでも、「本当の喜び本当の感動本物小学生」「絶滅危惧裏ロリビ」などの文言がパッケージに記載されており、児童ポルノであることが宣伝文句とされている。出演者の体型及び、パッケージ上の宣伝を前提とする限り、児童ポルノである疑いが高い。

⁴¹ NGO ライトハウス等からの聞き取りによる。

写真削除

(2) 性虐待・レイプを扱った児童ポルノと疑われる作品

「ロリ」と明記され、「ブルマー少女を■■■■■■■■」というタイトルのシリーズが販売されているのを確認した。

③ 「ブルマー少女を■■■■■■■■」シリーズ

写真削除

さらに、制服を着ている「少女」とされる女性を出演者とし、集団レイプをされている、または、奴隷のように虐待され、わいせつ行為をされているという描写のビデオが販売されている。

これらのビデオの出演者が 18 歳未満であることについて、少女の氏名・年齢を特定・確認することはできていないが、パッケージには「制服奴隷少女」などと記載され、少女であると宣伝していることから、児童ポルノである可能性が疑われる。

描写内容が演技であるとしても、制作過程で出演者となっている少女(ないしは女性)に対する有形力が行使され、抵抗力が抑圧された結果、尊厳が著しく傷つけられていることが懸念される。

また、このようなビデオが、実際の少女に対する集団レイプや虐待を誘発・奨励することも懸念される⁴²。

④「集団レイプ」

⑤「制服奴隷女子」

写真を削除	写真を削除
-------	-------

(3) 中高生を対象とする「着エロ」イメージ・ビデオ

上記のほか、中高生を出演者とした「着エロ」やイメージ・ビデオは大量に販売されている。

「着エロ」とは、一般に衣服・少なくとも下着や水着を着たまゝの状態（何らかの着衣がある点でセミヌード、ヌードと区別される）で卑猥なポーズをとり、性器を強調した撮影などを行うことをいう。

「着エロ」は成人が出演者となることもあるが、JK、JC などと表示し（JK とは女子高生、JC とは女子中学生をそれぞれ指す）、ジュニア・アイドルであることを明記し、年齢を示した作品が今も多数頒布されている。

2015 年 5 月に HRN が行なった店舗調査では、年齢を明記し「現役 JC」と宣伝した、「着エロ」ビデオを多数確認することが出来た。

一例は以下のものである。

⑥「■■■■■」の新作イメージ・ビデオ

パッケージの写真は、児童が着衣したまま、性器周辺、臀部、胸部が殊更に強調され、性欲を興奮・刺戟するものであって、パッケージどおり現役中学生を出演者としたものであれば、明らかに児童ポルノと評価できる。

同じ少女のポルノビデオは、インターネットサイトでも閲覧可能となっており、「この作品は、■■■■■ちゃんが 14 歳の時に撮影され、2015 年■■月■■日に発売されました。」として、公然と 18 歳未満で撮影された作品であることが示されている。⁴³

⁴² ③及び⑤のシリーズは DMM の通販サイトで販売されていることが確認された(最終アクセス 2016.8.11)。

⁴³ 一般公開向けにリンク削除 名称を一部伏字とした。

写真を削除	写真を削除
-------	-------

なお、今回の報告書で挙げる児童ポルノと疑われる DVD は調査で確認したものの一部であり、同様の多数の DVD が容易に入手できる状態になっていた。

HRN はこのうち、①および②などいくつかの作品について、特に児童ポルノの疑いが高いと懸念されたため、2015 年 12 月に警視庁からの聞き取りを行った際に情報提供している。

2 2016 年 3 月の実店舗の調査

HRN 調査チームは、警視庁への情報提供後も、同じ店舗において児童ポルノと思われる DVD が引き続き販売されているか確認するため、2016 年 3 月にも実店舗調査を秋葉原において実施した。

その結果、1 において情報提供を行った作品①、②については販売されていなかったものの、同様に児童ポルノと強く疑われる DVD の販売を確認することができた。

(1) 小学生の性行為を描いた作品

⑦ 「■■■ちゃんは 139cm の小○生」 (一般公開用にタイトル一部削除)

裏面に「○年 3 組 出席番号 5 番 大●■■■」と記載され、小学生が教師にわいせつ行為をされる内容となっている。

メーカー 有限会社 I.B.Works

成人指定と記載され審査団体 VSIC の検査済証のシールが貼られていた。

なお、裏面には、「この作品には 18 歳未満の人物は一切出演しておりません」と記載されている⁴⁴。

⁴⁴ DMM でも販売されている。一般公開向けにリンク削除 (最終アクセス 2016.8.11) 出演者名は明記されていない。

写真を削除	写真を削除
-------	-------

(2) 「着エロ」作品

⑧ 1年3組 2番 ■り■■ ■■里⁴⁵(一般公開用にタイトルを伏字)

メーカー名 Zeus

写真を削除	写真を削除
-------	-------

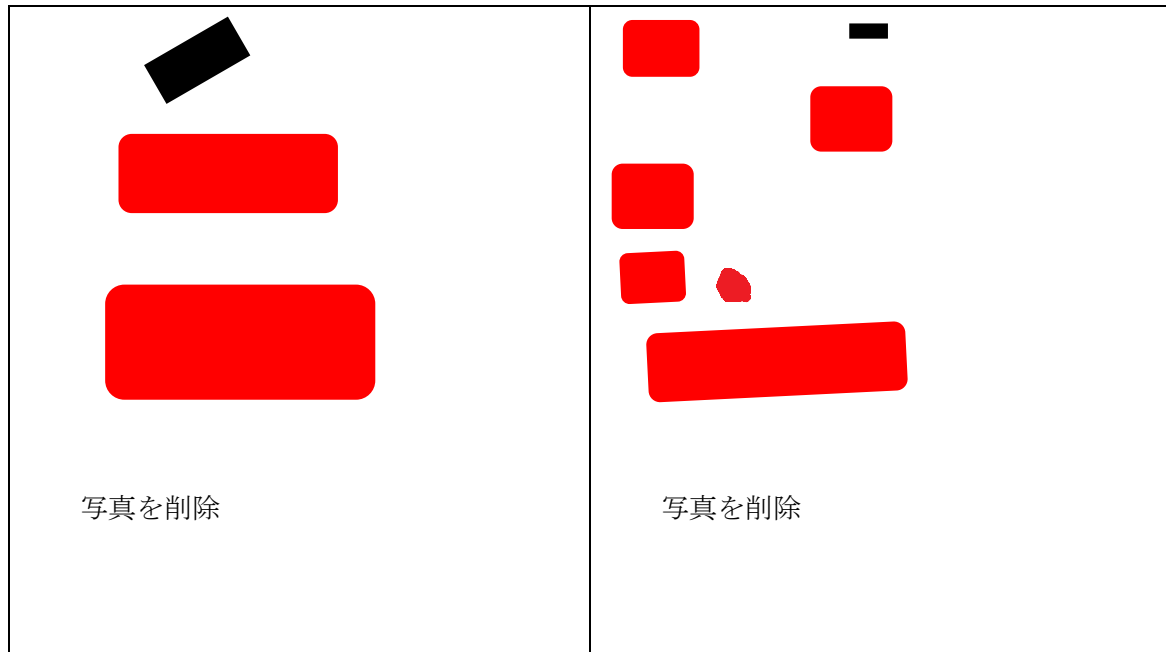
審査団体のシールは貼られておらず、18歳未満が出演していない旨の記載もない。

⁴⁵ DMM でも配信されている。一般公開向けにリンク削除
(最終アクセス 2016.8.11)。同少女の別のビデオには、「現役中学生アイドル・■■■チャンのイメージ」との記載がある(一部伏せ字とした)。
一般公開向けにリンク削除

(3) 性行為を収録したと認められるビデオ

⑨「下校途中の小●生を拉致って生ハメ集団レイプ」「裏流出」3時間収録
裏面に、「未成熟なロリを食い荒らす本気のレイプ」と記載されている。

メーカー名 MANIAC



本体は、チャプター1 からチャプター8 まであり、それぞれのチャプターでは、小学生ないし中学生に見立てた女性ないし女兒が襲われ、拉致されて暴力的にレイプされる様子の一部始終が全編を通じて撮影・収録されている。

このビデオには、審査団体のシールは貼られておらず、18 歳未満が出演していない旨の記載もない。

なお、本ビデオパッケージに表示されたメーカー名は **Maniac** とされている。

AV メーカーであるクリスタル映像のレーベルに **Maniac** があるが、本作品がそれに属するものであるかは確認できなかった。

他方、DMM の AV 通販ウェブサイトには同じ作品が現在も販売されており、そこにはメーカーとして「マニア 9」の表示がある⁴⁶。

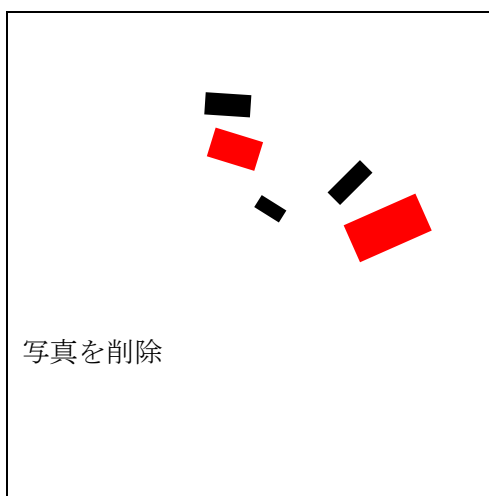
⑩「仕事とはいえ、心底いやだった撮影の作品」

パッケージ表には「表紙 2 枚は本番中のシーンをそのまま印刷」「あまりにマジな空気ひるむロ●」と書かれ、少女とみられる女性が半裸で性的暴行を受けている写真が表紙に掲載され、裏面にも少女とみられる半裸の女性の写真が掲載されている。

⁴⁶ 一般公開向けにリンク削除(最終アクセス 2016.8.29)

写真を削除	写真を削除
--------------	--------------

パッケージをあけると内部には二枚の DVD が入っており、一枚は「仕事とはいえ、心底嫌だった撮影の作品」というものであり、もう一枚は、「女子高生■■■■集団ジャック」(一般公開用に伏字)とのタイトルで、16 人×4 時間、汗と涙とザーメンまみれ 240min との表記がある。



一般公開向けに写真を削除
JMRC 審査済と書かれ、080805 という番号が付記されている。

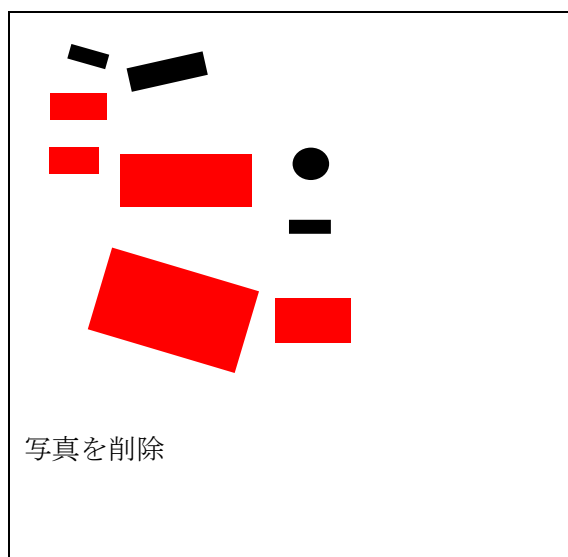
3 2016 年 5 月の実店舗調査

2016 年 5 月 27 日に、HRN 調査チームは再度、秋葉原の AV ショップ(過去 2 度の調査の店舗の系列店)を訪れたところ、ジュニア・アイドルというジャンルのいわゆる「着エロ」ビデオを多数確認した。

⑪ 陳列される「ジュニア・アイドル」のビデオ

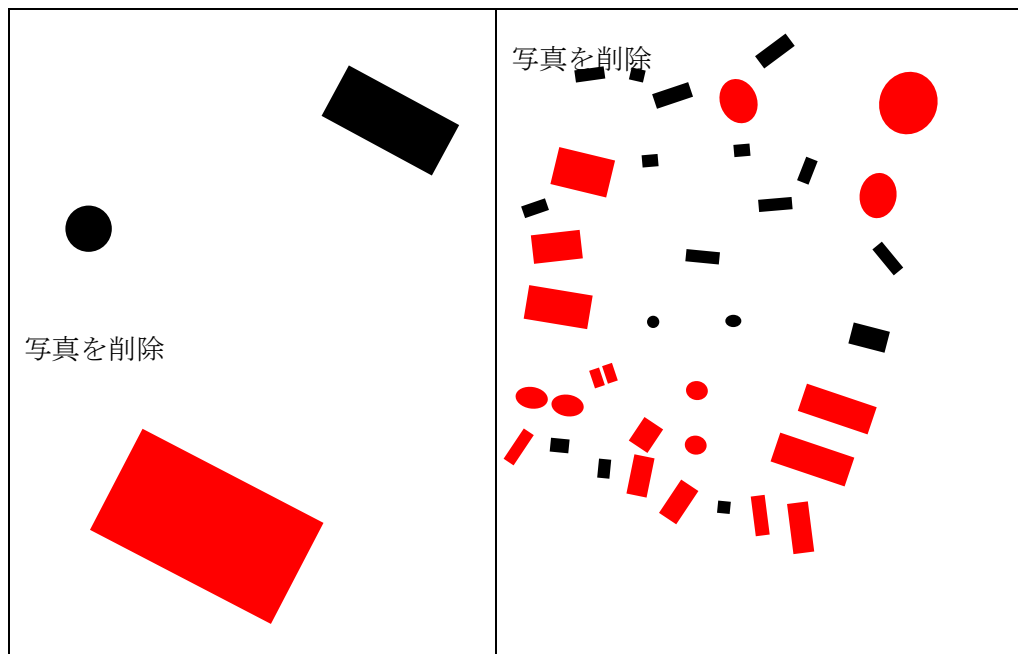


⑫ 水着姿の少女のビデオ



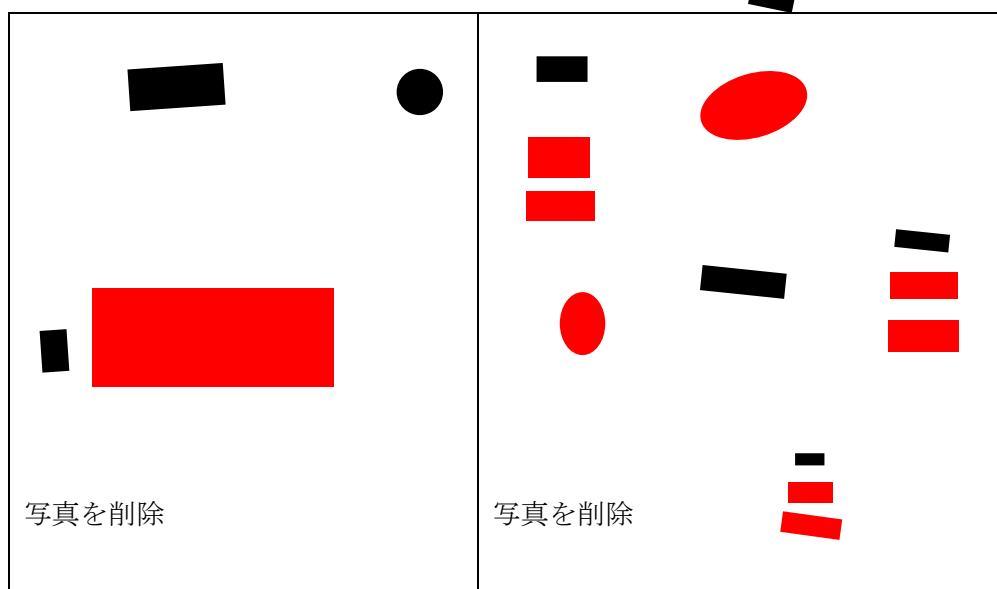
なかでも、以下の 2 作品はとりわけ性器等が露骨に強調され、年齢も明記されているため、紹介する。

- ⑬ 「14歳 夜の■■■■」(一般公開用に伏字)
美少女現役 JC ちゃんの(一般公開用にタイトルを省略)生でしちゃう



表紙には少女の半裸の姿が掲載され、裏面には、少女が全裸または半裸となり、縄等で緊縛されているとみられる描写が撮影されている。

- ⑭ 「JC スマイル」



この作品は、「JC スマイル」とのタイトルで、裏面には、「デビューから大ブレイク!!超人気急上昇の純粋美少女 JC2」と書かれ、出演者のフルネームが記載されている。

JC2 とは、女子中学2年生の表記とみられる。

出演者の女兒は表紙写真、裏面写真とも水着で登場し、臀部や性器が着衣の上から強調さ

れた写真が使用されている。

そして裏面には、モデルのプロフィールとして、氏名が書かれているほか、生年月日は 2000 年と明記され、18 歳未満であることが喧伝されている。⁴⁷

以上の 2 作品は、出演者が 18 歳未満であれば、3 号ポルノに該当する内容である。

このように、3 号ポルノである疑いが強い「着エロ」作品が、公然と販売がなされていた。

4 インターネットでの販売に関する調査

インターネット上で「ロリ」「少女」などと検索すると無数の動画が配信・販売されている状況であり、なかには、18 歳未満の少女が出演者となっているものが含まれていることが懸念されるが、年齢が確認されないまま、摘発・捜査に至っていないと考えられる。

「■■■■ IV」「■■■■ねる」(一般公開用に伏字)等とインターネットを検索すれば、少女のわいせつな肢体を写した無料ビデオ等が大量に閲覧可能な状態となっている。

また、イメージ・ビデオのメーカー⁴⁸、着エロメーカー⁴⁹と言われるメーカーのサイトを閲覧すれば、同様のビデオを確認することができる。

これらの中には出演者が 18 歳未満であれば明らかに 3 号ポルノに該当すると認められるものが多いが、取締りがなされているとは見受けられず、ネット検索も閲覧も容易である。

配信大手である DMM は、調査で確認した③⑤⑦⑧⑨を配信しており、パッケージから見れば児童ポルノと強く疑われる作品もあることからすれば深刻な事態である。⁵⁰

また、インターネット上では、業者が、視聴者に対し、ダウンロードではなくストリーミングで視聴すれば児童ポルノ禁止法(単純所持罪)の罰則適用を免れることができると呼びかけ、児童ポルノと思われる作品をストリーミングで有料配信を行っている例が見受けられる⁵¹。

児童ポルノ法が改正された今、「■■■■」などのロリ系動画サイトから動画をダウンロードすることは大変リスクですが、ここでご紹介する方法でなら、安心して楽しむことができることをお約束します。(中略)

危険な動画は自分のパソコン内に保存することなくストリーミングで楽しみましょう！また、最新のストリーミング技術は、再生の遅れなどの問題もほぼ無く、ストレスなくロリータ動画を堪能することができます。

例えば、「■■■■」(一般公開用に伏字)⁵²というウェブサイトでは、「過激 Jr.アイドル」というカテゴリーに限定しても 208 タイトルが配信されており(2016 年 6 月 22 日現在)、多数の児童ポルノと疑われる作品が視聴可能な状態におかれている。

ストリーミングをすれば「児童ポルノ法」で逮捕されることはないと呼びかけるウェブサイトのスクリーンショット

(撮影 2016 年 8 月 11 日)

⁴⁷ 一般公開向けにリンクを削除

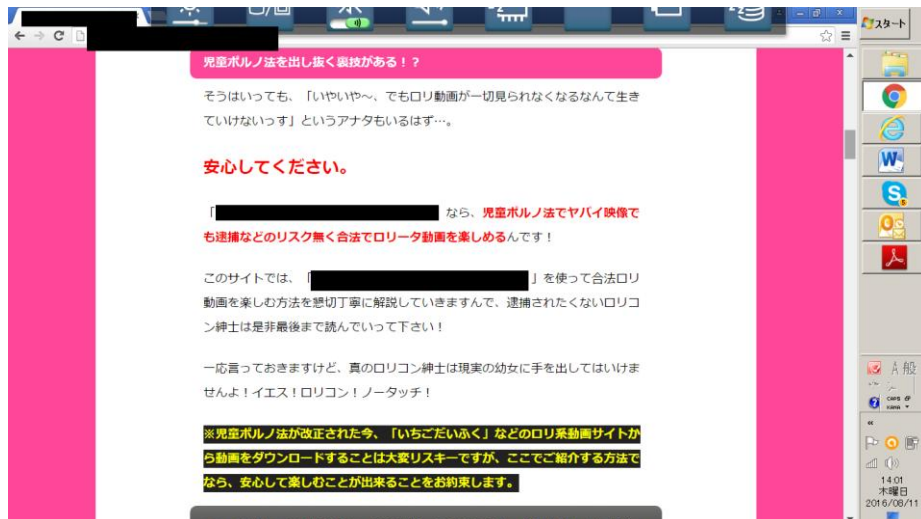
⁴⁸ <http://gravureidolmoviedvd.blog.fc2.com/blog-entry-110.html>

⁴⁹ <https://www.xcream.net/shops?query%5Bgenre%5D=107>

⁵⁰ いずれの作品についても、最終アクセスは 2016 年 8 月 11 日

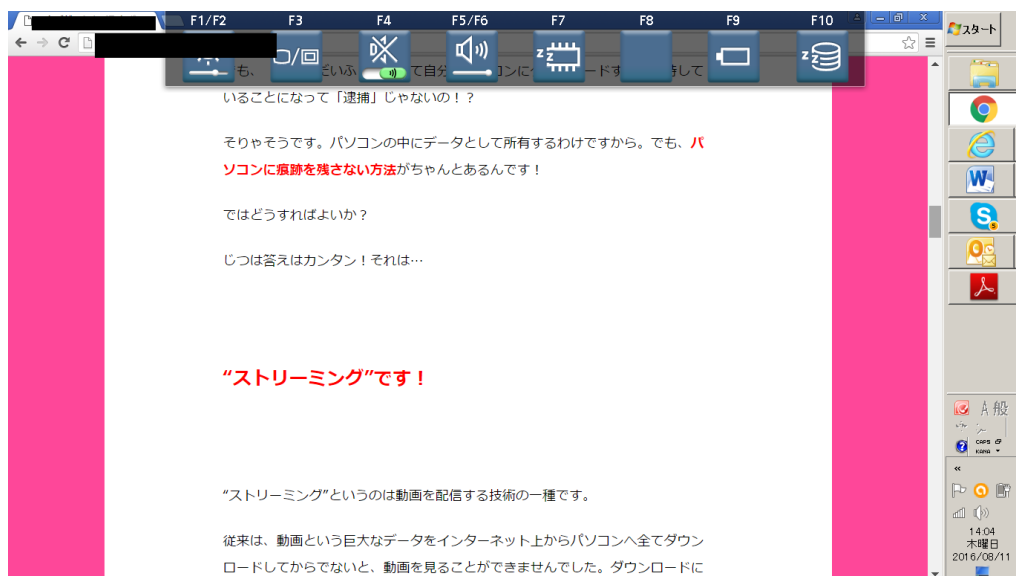
⁵¹ 一般公開向けにリンクを削除

⁵² 一般公開向けにリンクを削除(2016 年 8 月 29 日最終アクセス)



ストリーミングをすれば「児童ポルノ法」で逮捕されることはないと呼びかけるウェブサイトのスクリーンショット

(撮影 2016 年 8 月 11 日)



以下、作品の一例を挙げる。

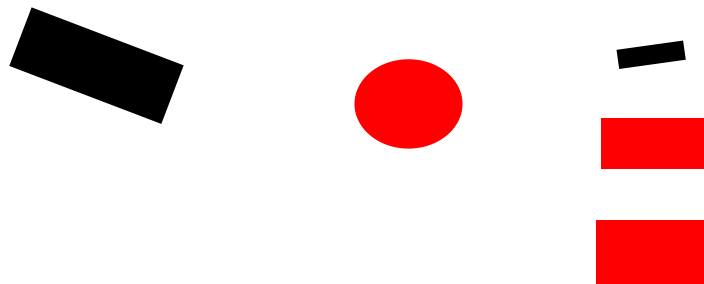
① ■■■■■(一般公開用に伏字)⁵³

この作品では、一見して小学生と思われる女兒が、水着を着用し、殊更に性器及び臀部を強調するポーズをとっている（これに関連して、視聴者が過激な作品に絞って検索できるよう、本作品には、「スジ」「ω」「クイコミ」などのタグ付けがされている）。

このような映像が、性欲を興奮させ又は刺激するために存在することは明らかであり、児童ポルノ（3号ポルノ）に該当することが強く疑われる。

⁵³ 一般公開向けにリンクを削除((最終アクセス 2016.8.29))

写真を削除



【作品データ】

カテゴリー：アイドル イメージ・ビデオ Jr.アイドル 過激 Jr.アイドル
プレイ内容：スジ ω クイコミ キワキワ 開脚 ロデオマシーン 入浴・シャワー
コスチューム：競泳水着 ビキニ 水着 レオタード Tバック ニーハイ・ニーソックス

【作品レビュー】

公開日：2015 年 05 月 17 日

スレンダーボディが魅力的な■■■ちゃんのイメージ「も■■■ん」。クールなデニムのショートパンツですらりと伸びた細い脚を魅せつけたと思ったら今度はイチゴのビキニに生着替え！スクール水着で布団の上をゴロゴロするシーンでは、大胆にも開脚を連発！シャワーシーンでも無邪気な様子の■■■ちゃんに大注目です！また、ネコ耳つけて公園で遊んだりピンクのビキニに着替えて風船遊びや無数のフィギアが並べられた部屋でダンスしたりする■■■ちゃん... 満面の笑顔で楽しそうに遊ぶ■■■ちゃんに胸キュンです！

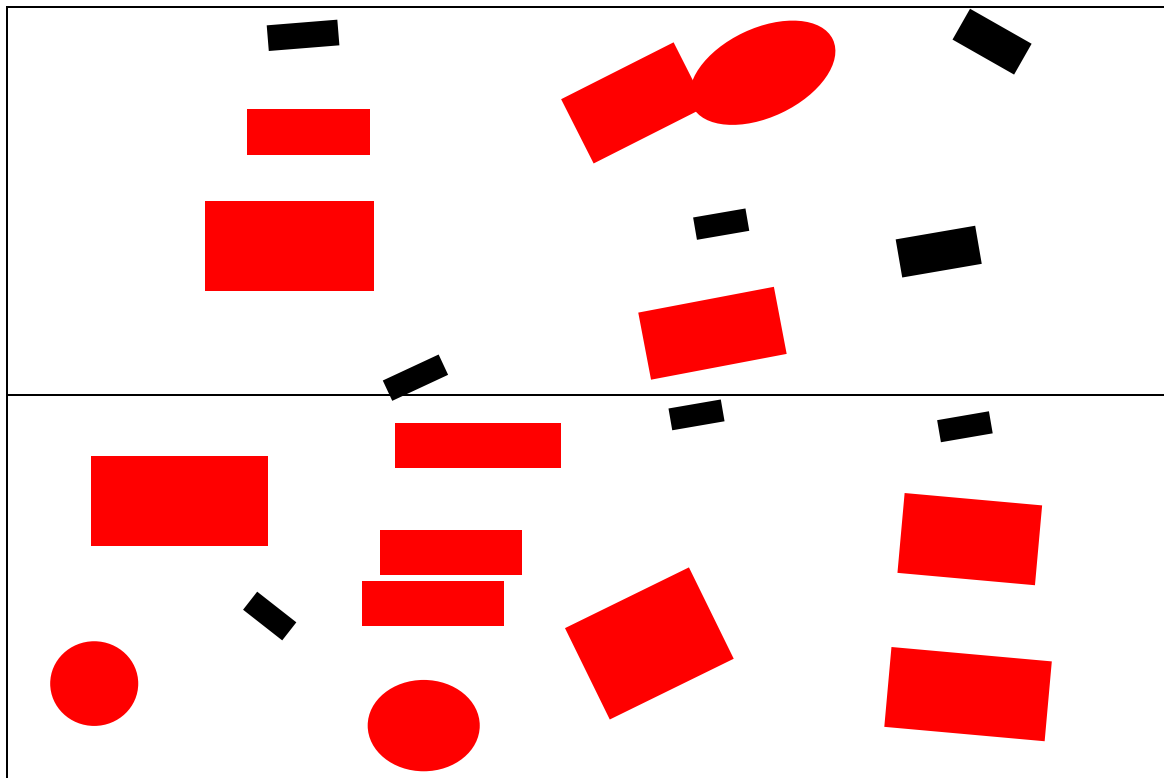
そして、ラストは薄生地レオタード！なんとこのシーン、スジやクイコミ、ωのオンパレードで見どころ満載！！■■■ちゃんの新たな魅力を発見できるお宝作品です。

② あ■■い 13 歳⁵⁴

この作品では、13 歳の少女が、極めて露出の多い水着を着用し、さらに、水着の紐を引っ張り、開脚する等して、殊更に性器の形を強調している。

作品紹介に年齢が 13 歳であると記載されており 18 歳未満の児童である可能性が高く、映像が 3 号ポルノに該当することが強く疑われる。

⁵⁴ 一般公開向けにリンクを削除(最終アクセス 2016.8.29)



【作品データ】

カテゴリー：アイドル、イメージ・ビデオ、Jr.アイドル、過激 Jr.アイドル、ハプニング
 プレイ内容：ポチ、スジ、ω、クイコミ、スケ、キワキワ、バランスボール、入浴・
 シャワー、コスチューム：ビキニ、ハイレグ、T バック、セーラー服・ブレザー、ニ
 ーハイ・ニーソックス、メイド

【作品レビュー】

公開日：2015 年 5 月 5 日

ジュニア・アイドル界で話題の**セクシー中学生**が「U-15」レーベルに初登場！■■■■■
 ちゃんの「あ■い 13 歳」です。B84 W55 H86...これが 13 歳中学生の体でいいのでしょうか！？
 凄いお尻の張り具合です。花柄 V 字水着やピンクの T フロントビキニ、赤のフリル
 ビキニ、水色の超ハイレグビキニなど、限界を超えたビキニの数々は必見です！また、セ
 ーラー服でハーモニカ、可愛いメイドで果物を拾ったり、白レースのワンピースでシャワ
 ー、ピンクのビキニでプール遊びなどまだあどけない少女の表情もキュート！さらに、チ
 ャプター2 のソファの上で V 字水着で仰け反るシーンではお宝ハプニング映像ありで
 す！！(一部伏字)

これらの画像は、会員登録などの特別な手続をすることなく、誰でも閲覧可能なウェブサ
 イト上に掲載されたサンプル画像である。

実際に視聴するためには会員登録をする必要があるが、会員登録をすれば、より過激な児
 童ポルノが閲覧可能になると推測される。

他方、■■■■■⁵⁵とのサイトは、「言っておくがコレは児童ポルノではない」と表示しつつ、
 ジュニア・アイドルの動画・画像を配信しており、中には半裸のもの、性的な部位が強調

⁵⁵ 一般公開向けにリンクを削除 一般公開用に伏字 2016 年 8 月 11 日付スクリーンショット

されているものが見受けられ、児童ポルノの疑いが高いものが確認された。

写真を削除

5 医師による所見

児童ポルノの捜査において、対象者の特定ができず、年齢が判明しない場合、小児科医の専門的な判定をうけているとされる。

そこで HRN は、性暴力、性虐待等の被害児童への往診経験の豊富な 20 年のキャリアの小児科医に対し、本件で確認したビデオの一部について、年齢に関する照会を求めた。

写真上、顔つき、筋肉の付き方（特におしりや腰ライン）、骨格、乳房の発育、陰毛の発育等の全体像で総合判断したところ、以下の通りであった。

- ① 「小●（学）生 13 人 全部見せスペシャル！！」
→ 小学校高学年と思われる。
- ② 「6 年生 本物のロリータビデオ 裏」
→ 顔がはっきりせず、判定できない。
- ⑥ 「■■■■■」
→ 小学校高学年または中学生と思われる。

ただし、上記 3 点はパッケージの写真を示したに過ぎなかったため、十分な判断には至らなかった。そこで、⑦ないし⑩については DVD 作品を提供し、判断を求めた。

その結果、以下のような回答が返ってきた。

- ⑦ 「■■■ちゃんは 139cm の小○生」
→ 18 歳未満と考えられる。顔つき、身体の発育状況から断定が困難であるが、小学校高学年である可能性もある。
- ⑧ 「1 年 3 組 2 番 ■■■■ ■■■里」
→ 骨格、乳房の発育から小学生または中学生と考えられる。
- ⑨ 「下校途中の小●生を拉致って生ハメ集団レイプ」
8 つのチャプターがあるが、小学生高学年から中学生とみられる少女が一人、中学生とみられる少女が一人含まれている。
- ⑩ 「仕事とはいえ、心底いやだった撮影の作品」
→ 作品の出演者は中学生とみられる。
- ⑩ 同封 「女子高生■■■集団ジャック」
→ 登場する女性は 18 歳以上とみられる。

6 小括

以上の通り、実店舗調査、インターネット調査を通じ、児童ポルノないしそれと疑われる DVD 作品、動画が公然と販売・流通されていることが明らかになった。

実店舗調査の下記作品は、「裏」「小●（学）生」などと記載され、児童の性行為を映したものであること、実際に出演者が 18 歳未満に見えることなどから、児童ポルノであることが強く懸念される。

かつ実際の性交渉、または疑似性交渉をしているものであることから、児童ポルノであればもっとも悪質というべきである。

- ①「小●（学）生 13 人 全部見せスペシャル！！」
 - ②「6 年生 本物のロリータビデオ 裏」
 - ⑦「■■ちゃんは 139cm の小○生」
 - ⑨「下校途中の小●生を拉致って生ハメ集団レイプ」

上記作品は、いずれも店舗で堂々と販売されていた。

ところが、警察がこれ等を積極的に取り締まっている様子は見受けられなかった。

警察が積極的に動く気配がなく、店舗で堂々と販売されている背景には、出演者の年齢が不明であり、18 歳未満が出演者であるとの証拠がないとの理由が考えられる。

しかし、業者が「児童ポルノ」として宣伝して販売する商品や、18 歳未満であることを示唆して販売する商品については、捜査機関において児童ポルノの根絶・普及防止を最優先とし、積極的なモニタリング、捜査を行うべきであろう。また、販売・流通業者においても、積極的な確認・チェック体制の構築を図る必要がある。

また、実店舗の⑥、⑧、⑬ないし⑭は、18 歳未満の子どもと強く疑われる着エロ動画である。⑥は現役 JC15 歳と記載、⑬は 14 歳 JC と記載、⑭には生年月日も記載して未成年であることを宣伝している。しかしながら、3 号ポルノに関する取り締まりが徹底していないため、こうした商品は横行している。

これらの実店舗調査で確認された作品には、DMM 等の大手(③⑤⑦⑧⑨)⁵⁶をはじめ、ネット販売がされているビデオも見られた。

さらに、インターネット①、②の作品は、一見したところ 18 歳未満とみられる少女の 3 号ポルノとみられる動画であるが、業者は「ストリーミングであれば処罰されない」と呼びかけ、一般人の手に入る状態にしている。これらは児童ポルノに該当する疑いが高い。

以上のとおり、あからさまに「児童ポルノ」であることを宣伝する DVD、出演者が 18 歳未満であることを宣伝するポルノ DVD、18 歳未満とみられる若い少女を出演者としている DVD が公然と販売、配信されている事態が明らかになった。

このように、児童ポルノ、少なくとも児童ポルノと高度に疑われる DVD 作品、動画が公然と販売・流通されているのである。

⁵⁶ いずれの作品についても、最終アクセスは 2016 年 8 月 11 日

第5 関連する産業

以上の事実関係を踏まえて、児童ポルノ、ないしその疑いが高い商品の作成・販売・促進に関連する関係者、または影響を持ちうる関係者を概観すると以下のとおりである。

1 メーカー

(1) 18歳未満出演者とする作品をつくるメーカーの多くが審査を受けていない。

アダルトビデオ・メーカーには、業界団体である特定非営利活動法人知的財産振興協会（「IPPA」）⁵⁷に所属し、審査団体の審査を受けているメーカーと、そうでないインディーズのメーカーが存在する。

IPPAは約240社が所属するAV関連業界団体であるが、その多くはメーカーである。

IPPAに所属するメーカーは、自主規制として、

- ・一般社団法人 日本ソフトコンテンツ審査センター、
- ・ビジュアルソフト・コンテンツ産業協同組合（「VSIC」）、
- ・制作販売倫理機構（「制販倫」）

の三つの審査団体のいずれかの審査を受けているとされる。

他方、18歳未満の少女の動画作品はイメージ・ビデオや「着エロ」と分類され、これらの作品をつくるメーカーのほとんどは、IPPAに所属せず、性交渉等のからみがないことから成人向けではないと分類されるため、AVのような審査団体による審査を全く受けていないと言われている。

そもそも、18歳未満の動画については、審査団体では審査を通らないとみられている。

また、審査団体・メーカーからの聞き取りによれば、イメージ・ビデオ、「着エロ」とされる作品の中には、男性とのからみのシーンのあるものもある。そうした場合でも、「成人向けでない」として、審査団体の審査を受けていないとされている⁵⁸。

とはいえ、児童ポルノであることが疑わしい作品を扱うメーカーのすべてが無審査というわけでもない。

アダルトメーカーCAの傘下にある「ミニマム」は「150cm未満の小さな女の子」をうたい文句に一見未成年とみられるロリコン系作品を作っている⁵⁹。

また、業界への聞き取りによれば、児童ポルノ的な作品を多数制作しているメーカーとして、I.B. Works、First Star(審査団体はいずれもVSIC)などがあるとされる。

このほか、HRNが店舗調査およびインターネット上で確認した作品のうち、MANIACは制販倫の参加団体、ZeusはIPPAの参加団体となっており、「思春期.com」、「禁断の果実/妄想族」については、所属団体はわからなかった。

(2) 「着エロ」、イメージ・ビデオメーカー

「着エロ」メーカーと言われるメーカーとしては株式会社心交社など多数のメーカーがあるとされる⁶⁰。イメージ・ビデオのメーカーとしては、アイドル学園、ギルド等の多数のメーカーがあるとされる。水着を着たアイドルのビデオが多いが、過激なものもある⁶¹。

近年、いわゆる「着エロ」メーカーがIPPAへの入会を検討したようであるが、審査を受けると児童ポルノと評価されて審査を合格しない可能性があること等が障害となり、入会は進んでいないとされる⁶²。

⁵⁷ <http://www.ippa.jp/index2/>

⁵⁸ 関連業界の関係者からの聞き取り

⁵⁹ 被写体の身長が150cm未満であることを特色としたポルノサイト（被写体の年齢には言及なし）
(<http://www.minimum-av.com/top.html>)

当団体との会話において、CA代表者は出演者の全員が18歳以上であると説明した。

⁶⁰ <https://www.xcream.net/shops?query%5Bgenre%5D=107>

⁶¹ <http://gravureidolmoviedvd.blog.fc2.com/blog-entry-110.html>

⁶² 関連業界の関係者からの聞き取り

IPPA に照会した結果、脚注 60 に記載した「着エロメーカー」42 件のうち、AV メーカーや、様々な AV メーカーの販売サイトとみられるものが計 8 件確認されたが、その他は IPPA や審査団体への参加が確認できなかった。脚注 61 に記載したメーカー 27 社のうち、IPPA に加盟しているのは 2016 年 8 月に加盟した 1 社にすぎないとされる。

2 審査団体の概要

AV 作品の審査団体として、上記のとおり、一般社団法人日本ソフトコンテンツ審査センター、VSIC、制販倫の三団体があり、IPPA に所属するメーカーは必ずいずれかの審査を受けているとされる。

VSIC によれば、審査団体の統合の流れは以下のとおりである 2012 年、5 つの主要審査団体である VSIC、コンテンツ・ソフト協同組合（「CSA」）、日本映像ソフト制作・販売倫理機構（「制販倫」）、一般社団法人 東日本コンテンツ・ソフト、全日本ビデオ倫理審査会（「全審」）は、AV 業界が共同で海賊版対策を取る目的で、IPPA を設立する。

・審査団体の統合の流れに関しては、2008 年に日本ビデオ倫理協会（「ビデ倫」）加盟メーカーが日本映像倫理審査機構（「日映審」）を設立、また、2010 年には CSA の審査部門（「メディ倫」）と日映審が合併し映像倫理機構（「映像倫」）を設立。2016 年 1 月には、映像倫、東日本コンテンツ・ソフト、全審が統合して一般社団法人日本ソフトコンテンツ審査センターを設立する。

・現在、アダルトビデオの主要な自主審査機関は、日本ソフトコンテンツ審査センター、VSIC（検査部門は一般社団法人日本コンテンツ倫理協会として登記されている）、制販倫、となっている。

3 販売店

AV やイメージ・ビデオを販売しているショップについては、その全容が把握されていない。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律は、第 2 条 6 項 5 号で、「店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業」を行う営業は風俗営業として許可が必要であるが、「専ら」とは 7~8 割の販売を行うものと解釈されており⁶³、2~3 割をアダルト以外のコンテンツとして販売していれば許可等は不要とされている。多くのショップは店舗に 2~3 割は、アダルト以外のコンテンツを置いており、その場合は、特に監督官庁による監督はない。

カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)、ヨドバシカメラ(ヨドバシ.com)、(株)ドン・キホーテといった、DVD の販売・レンタルを手がける企業においては、Web 上でアダルトコンテンツ、特に児童ポルノに対する取り扱い方針を明確に示しているところはなかったが、利用者が出品する形式のオンライン通販や、後述するサーバーやプラットフォームにおいては、利用者に対する利用規約という形で児童ポルノにあたる商品の出品を禁じているものがほとんどであった。

AV ショップの業界団体としては、セルメディアネットワーク協会⁶⁴(1999 年発足)があるが、すべての AV ショップを組織しているわけではない。

同協会によれば、概ね全国に 1000 店舗の AV ショップがあると推測しているという⁶⁵。

うち、同ネットワーク協会のメンバーは 143 店舗で、販売店 1000 店舗と仮定して組織率は 15%以下とされる。当団体が実店舗調査を行った AV ショップで、最大手とみられる「ラムタラ」はセルメディアネットワーク協会に所属している。

⁶³ 風営適正化法ハンドブック第 4 版(立花書房)2016 年 8 月 風俗問題研究会 著。なお、平成 28 年 2 月 1 日付警察庁生活安全局長通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について」参照。 <https://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/hoan/hoan20160201-1.pdf>

⁶⁴ <http://www.sna-j.com/>

⁶⁵ 2016 年 8 月 4 日面談結果

4 「成人向け」コンテンツの流通・配信・レンタル・卸問屋

(1) 流通・配信・通信販売・レンタル

AV について、現在の大手通販・配信サイトは、DMM 株式会社とされている。

DMM の倫理基準はビデオに関しては、「日本ビデオ倫理協会、ビジュアルソフト・コンテンツ産業協同組合、コンテンツ・ソフト協同組合、全日本ビデオ倫理審査会、日本映像ソフト制作販売倫理機構に準ずる。その他倫理団体作品および自主規制メーカー作品は、自社倫理基準に準ずる」としている。DMM のアダルトオークションについては「18 歳以上かつ高校生ではない女性で、写真付き身分証明書を提示した者の商品のみ出品しております」と書かれているが、ビデオについて同様の記載はない。⁶⁶

ネット通販としてはこのほか、アマゾンがある。

アマゾンジャパン(株)が通販サイト上で児童ポルノにあたる商品を掲載していたとして、2015 年 1 月に愛知県警が家宅捜索、3 月には関係者が書類送致されている⁶⁷。出品規約には「性的に刺激を与えるまたは興奮させる 18 歳未満の児童の画像を含む商品の登録を禁止して」⁶⁸いと記載し、規約に反した商品は削除などの対応にあたるとされていたものの、児童ポルノにあたる商品が出品されているのを放置したとして、アマゾンジャパン側の対策が不十分であったとされた。事件後、アマゾンジャパン側は県警の再発防止策の要請⁶⁹を受け止め対策強化に努めているとされる⁷⁰。

レンタルビデオの最大手は TSUTAYA である。レンタルビデオに関する業界団体としては、日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合⁷¹がある。いずれについてもウェブサイト上、児童ポルノに関するポリシーは確認できなかった。

(2) 卸問屋

セルメディアネットワーク協会からの情報提供等によれば、AV ショップに対する卸問屋には、以下のものがあるとされる。

- ・有限会社横浜スクランブルカンパニー、・ML ワークス、・株式会社東京セルビデオ販売
- ・CS、・サンワソフト、・ティーズ、・映天
- ・ジェイド、・エアフォワード、・VOC

これらのうち、ウェブサイトのなかった CS、ティーズ以外の業者のウェブサイトを確認したところ、児童ポルノに関するポリシーは明記されていなかった。⁷²

このほか、大手メーカーが流通の関連会社を持っている例も多い。株式会社 CA については TIS が流通を担い、SOD クリエイトの作品については、ソフト・オン・デマンド株式会社が流通を担っているとされる。

ただし、AV ショップには問屋を通さない作品も販売・陳列されていることが確認されている。

5 インターネット・プロバイダ、レンタルサーバー、検索エンジン及びアプリストア

インターネットを通じた児童ポルノの拡散に関しては、プロバイダや検索エンジンによるブロックの取り組み、アダルトコンテンツを積極的に取り扱うサーバーが児童ポルノにどう対処するかが問題となる。

⁶⁶ <http://www.dmm.co.jp/rule/=category=ethics/>

⁶⁷ <http://www.bloomberg.co.jp/news/123-NLGD4H6K50Y401.html>(最終アクセス 2016.8.11)

⁶⁸ <http://www.amazon.co.jp/gp/help/customer/display.html?nodeId=1085374>

⁶⁹ 県警はアマゾンのジャスパー・チャン社長に向けて、1)児童ポルノの販売が違法であることをサイトのトップページに掲載すること、2)商品が児童ポルノと判明した場合、サイトから削除し、出品者の利用を制限すること 3)児童ポルノの保管や受注、配送がされないよう社内管理を徹底することを求めた。

⁷⁰ 2015 年 4 月 2 日付朝日新聞朝刊名古屋版 29 面

⁷¹ <http://www.cdvn.jp/modules/aboutus/index.php/profile.html>

⁷² 最終アクセス 2016 年 8 月 13 日

また、近年のスマートフォンの流行に伴い、アプリストアが果たす役割もより重要となってきた。

それぞれが取り組みを進めているが十分とは言えない。この点は後述する。

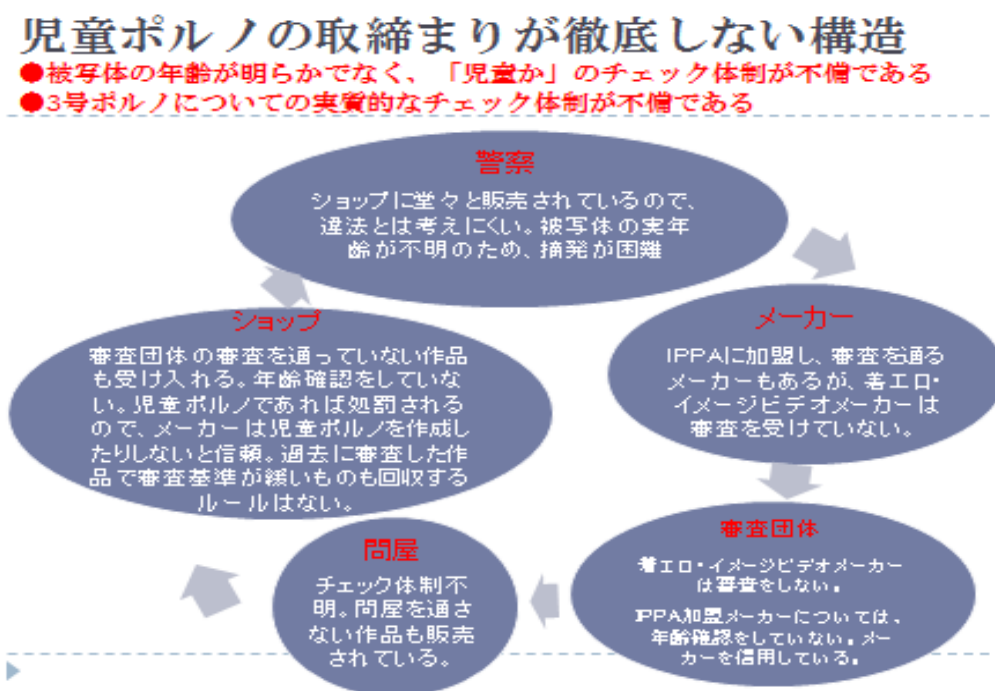
第6 関係機関の取り組みに関する調査とフォローアップ

HRN は以上の検討をもとに、関係機関の児童ポルノ排除に関する取り組み状況や仕組みについて、調査した。その結果、従前児童ポルノの取り締まりが徹底してこなかった理由が以下のとおり浮かび上がった。

1 児童ポルノの取り締まりが徹底しない構造

児童ポルノの取締りが徹底しない構造としては、以下の3点が大きな原因であると考えられる。

- (1) 出演者の年齢が明らかでないため、「児童」か否か判別できないとして警察による取締りが行われないこと
- (2) 18歳未満が出演するコンテンツについて審査・流通・販売段階でのチェック体制が不備であること
- (3) 3号ポルノについての実質的なチェック体制が不備であること



(1) 出演者の年齢が明らかでないため、「児童」であることがわからないとして警察による取締りが行われず、審査・流通・販売段階でのチェック体制も不備であること
この点に関しては、調査の結果、以下の事実を確認することができた。

- ① 18歳未満の出演者を撮影したビデオを作成するメーカーの多くが、IPPAと連携関係にある審査団体の審査を受ける構造に組み込まれていないこと、
- ② 審査団体による審査でも、審査団体はメーカーとの信頼関係から、「児童ポルノであれば逮捕されるのでそのようなことはするまい」として、審査団体として年齢確認等を行ってチェックしていないこと、
- ③ 問屋においても十分な審査体制が確認されなかったこと、
- ④ 販売店においても、「まさか法に触れる児童ポルノをメーカーが卸してくることはな

い」との信頼関係から、入荷にあたり年齢確認のチェックを行っていないことがそれぞれ明らかになった。

⑤ また、警察は、「出演者の年齢がわからないので、店舗に疑わしい商品があったとしても立件できない」という立証上の困難性から積極的に捜査できずにいる。その背景には「店舗に堂々と販売されている以上、まさか児童ポルノではないであろう」という認識もあるように思われた。また、「悪質な」児童ポルノのネットパトロールの優先順位が高いため、店舗で販売されている児童ポルノと疑われる作品、とくに無審査の3号ポルノを重点的に捜査していないという現状が見受けられた。

こうした状況では、審査を受けていないメーカーが児童ポルノに該当する作品を作ったとしても、関係者・機関が一様に、「違法なことはするはずがない」と、そのメーカーを根拠なく信頼して出演者の年齢確認を怠り、どの段階でもチェックを受けず、取締りもされないという事態になり易いと言える。極めて脆弱なチェック体制であると言わざるを得ない。

せめて、販売店において18歳未満であると疑われる、またはそのように積極的に宣伝しているビデオ作品の出演者について、年齢に関する書類を保管していれば、警察が取り締まりをした際に、年齢を確認し必要な対応をすることができるはずであるが、そのような体制とはなっていない。

(2) 3号ポルノについての実質的なチェック体制が不備であること

法2条3号に該当する3号ポルノに関しては、違法だとの社会的な認識が十分ではなく、取締りも十分になされておらず、周知徹底もはかられていない。

2016年7月に犯罪対策閣僚会議が策定した「第三次児童ポルノ排除総合対策」⁷³においても、「児童ポルノ事犯の取締りの強化」の方針として「悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙等」が強調され、3号ポルノ以外の、法2条1号、2号に該当する1号、2号ポルノを中心とする取締りに優先順位を置いていることがうかがえる。

こうしたなか、十分な取締りや指導もないまま、ショップにおいてもネットにおいても、3号ポルノに該当することが疑われる商品が公然と販売・配信されている状況にある。

こうした深刻な問題が確認されたものの、HRNの調査や訪問を経て、2015年12月以降は各機関の対応に若干の改善・変化がみられるようになっている。

2 警察への訪問調査

HRN調査チームは、第4の実態調査を踏まえ、法と実態の乖離に関する原因を究明すべく、2015年11月、児童ポルノに対する警察の取り組みにつき、警察庁と警視庁に対して文書による質問等を行った。

これを受けて、2015年12月に警察庁・警視庁からヒアリングを行うことができた。

ヒアリングにおいて、HRN調査チームが、児童ポルノに該当すると思われる複数のDVDの写真を示し、それらが児童買春・児童ポルノ禁止法により禁止されている1号ポルノ又は3号ポルノに該当するか、について確認した。

児童ポルノに該当するのではないかと質問をした作品には、以下の2作品が含まれる。

① 「小●(学)生13人 全部見せスペシャル!!」

⁷³ 第三次児童ポルノ排除総合対策の概要は以下のとおり。①インターネット関連事犯の被害防止対策の推進（フィルタリングの利用や家庭におけるインターネット利用に係るルール作りの推奨等を行う「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の推進）、②インターネット上の流通・閲覧防止対策の推進（児童ポルノに係る流通・閲覧防止の取組や違法情報の関係機関への通報等についての幅広い広報・啓発活動の推進）、③悪質な事犯の取締りの強化と被害児童の保護対策の推進（○サイバー補導の推進、○検察・警察・児童相談所が連携し、その代表者が児童の事情聴取を行うことで、児童の負担軽減等を図る「協同面接」の実施、○「自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等罪」（平成27年7月罰則適用開始）の適切な適用、○児童保護施策の実施状況等に係る定期的な検証及び評価の実施）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>

② 6年生 本物のロリータビデオ 裏

(1) 警察庁からの聞き取り

警察庁では、児童ポルノ根絶のための取り組みが説明され、HRN の調査結果に関しては、個々の作品についてはコメントできないとの回答であった。

警察の対応としては、

- ・児童ポルノに関しては、ネットパトロールを中心に対策を強化していること、
 - ・児童ポルノの取締りは、事案の悪質性を見極めつつ積極的に行っていること、
 - ・児童ポルノに関しては、出演者の年齢が確認できない場合、児童ポルノであるとの立証ができないこと、
 - ・年齢が不明な場合は医師による鑑定が行われること
- が説明された。

(2) 警視庁への訪問調査⁷⁴

警視庁にも上記①、②の作品が児童ポルノか否か見解を尋ねたところ、個別の事案については答えられないとの説明があり、具体的な回答は得られなかった。

また、児童ポルノを載せたサイトを運営している事業者の「ストリーミングであれば児童ポルノに違反しない」との主張につき、見解を尋ねたが、この点も具体的な回答はできないとされた。

さらに、「着エロ」と呼ばれるジャンルや、イメージ・ビデオが大量に出回っている現状を踏まえ、同ビデオの 3 号ポルノ該当性について質問したが、警視庁では「着エロ」等の分類は用いておらず、個々の商品ごとに児童ポルノに該当するか否かを判断しているとの回答にとどまった。

その他、児童ポルノに関する質問に対し、警視庁からは以下の回答が得られた。

① 児童ポルノ該当性を判断するにあたり、DVD 等のパッケージに記載された宣伝文句に基づいて、児童ポルノか否かを判断することはしない。例えば、「16 歳」と記載されていたとしても、18 歳以上の女優が 16 歳を演じているだけのケースも少なくない。「少女強姦」「児童ポルノ」とパッケージに記載されている作品も、だからと言ってただちに 18 歳未満が出演者とは限らない。同様のことは映画作品にもみられる。

児童であることが疑われる場合には、医師による鑑定を経て判断を下している（医師の属性等については開示されなかった）。警視庁が法に触れると判断した場合には、事件を検察庁に送致することとなるが、出演者である被害児童の特定ができない場合でも、医師の鑑定を根拠として送致され得る。検察官の判断についてはコメントできない。

② 警視庁は「児童ポルノホットライン」や「サイバーパトロール」と呼ばれる活動により積極的に情報収集を行っており、情報提供があれば警視庁や所轄の警察署にて対応を行っている。

③ 児童ポルノの単純所持に対する罰則が定められた以降、具体的なビデオや写真等が児童ポルノに当たるか否かといった問合せが増加したものの、警察としては個別の回答は行っていない。もっとも、児童ポルノに該当する疑いのある物は持たない方がいいと伝え、自主的に手放すように指導をしている。

④ 児童ポルノのメーカーだけでなく、販売会社についても、法に触れれば取り締まりを行う。

⑤ 被害にあった児童の立ち直り支援として、児童が心理学の専門家に相談することができるよう、児童と専門家を繋ぐ役割を果たすこともある。

⑥ 被害者の特定が困難な児童ポルノの検挙は、今ある法律の中でやるしかないものの、各所轄警察署が管内の実態に応じて積極的な取り締まりを行っている。

児童ポルノ捜査の運用について定めた通達は存在しないが、具体的事案の研修や執務資

⁷⁴ HRN が調査をした所轄は警視庁万世橋警察署であるが、警視庁で対応するので所轄署への訪問は不要ということで警視庁が対応した。

料の作成を行っている。

上記に加え、児童ポルノの被害として、児童自身が自らの写真を撮影して第三者に開示してしまう事案や、被害児童の親が関与している事案もあるなど、児童ポルノ特有の問題点についての言及もあった⁷⁵。

(3) 警察による児童ポルノ、「着エロ」等に関する取り組みの進展

1) 神奈川県警は2015年9月30日、「着エロ」と呼ばれるDVDを販売したなどとして、東京都新宿区の卸会社「メディアージュ」、埼玉県桶川市の販売会社「イーメディアコマース」の経営者ら7人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（不特定多数への提供など）の疑いで逮捕した。

朝日新聞報道は、「全裸ではない『着エロ』はこれまで、違法性を問うことが難しいグレーゾーンだったが、昨年6月の同法改正で、『着エロ』にあたる映像の定義が明確化されたことを受け、県警は新たな児童ポルノの定義を適用した立件に踏み切った。」⁷⁶としている。

さらに、2016年6月4日には、警視庁生活安全部保安課が、わいせつ電磁的記録媒体頒布容疑などで、DVD製作販売「エスコム」社長を逮捕。同課によると、同社は主に面積の小さい水着などを着用する「着エロ」と呼ばれるジャンルのイメージ・ビデオを制作し、運営する通販サイト「渋谷書店. com」などで販売したことが立件された。薄い下着やラップ越しに性器を映すなどのわいせつな映像があったとされる⁷⁷。

2) 業界等への依頼

警視庁生活安全部保安課は、2016年7月21日、「「着エロDVD」の適正な審査について(依頼)」、「審査について」⁷⁸「適正なDVD販売について(依頼)」、「販売について」⁷⁹とする2通の文書を関係機関宛に通知している。

前者はIPPA宛となっており、後者は性表現が含まれるDVDの販売店、EC店などのDVD取扱社に向けたものとされている。

警視庁は、上記文書において、上記2016年6月4日の検挙事案と思われる事案について、「わいせつDVDの制作・販売会社を摘発し、同社の取締役を検挙いたした」とし、「この事案は自社で制作したわいせつDVDを「着エロDVD」と称し自社ホームページ及び直営店舗で販売するとともに、大手インターネット通信販売サイト等でも販売していたものです。」「現在、「着エロDVD」は、性交場面等がない女性のヌードを主体としていることから、審査団体の審査を受けることなく販売されているのが実態です。」「これらの作品の一部には、透けて見える着衣等で性器を露出するなど、過激な性表現が見受けられ、また、それらのDVDが店頭やインターネットサイトで公然と販売されるなど、風俗環境悪化はもとより、青少年の健全育成に対する影響も懸念される状況にある。」とする。

そして、「関係各位におかれましては、加盟団体に対し、性表現が含まれるDVDについては審査を受けるよう呼びかけるとともに、制作会社から依頼を受けた作品の審査については、より一層慎重を期されるなどに務めていただきますようお願い申し上げます」(審査について)とし、

「関係各位にあつては、再発防止のため、性表現が含まれるDVDについては取引の際にその内容を十分に確認していただき、健全な性秩序の保護等に取り組んでいただきますようお願いいたします」「併せて、今後とも、わいせつDVD販売事案等での情報提供を始め、捜査への協力にご理解をいただきますようお願い申し上げます」(販売について)

⁷⁵ このほか、警察関係者からは、「ショップに堂々と売っている以上、通常は違法なものではないと考えられる。もし児童ポルノであれば逮捕されるが、そのようなことがないと考えているので堂々と販売されているのだろう」との指摘があったが、オフレコであるため、聞き取り先は明らかにできない。

⁷⁶ 2015年10月1日付朝日新聞朝刊横浜版25面

⁷⁷ <http://www.sankei.com/affairs/news/160630/afr1606300027-n1.html>

被写体の年齢が18歳未満かは不明であるが、児童ポルノ法でなくわいせつ電磁的記録媒体頒布となっている。

⁷⁸ <http://www.ippa.jp/pdf/ippa-mpdr-m.pdf>

⁷⁹ <http://www.ippa.jp/pdf/ippa-mpdr-s.pdf>

としている。

この文書は、3号ポルノに該当するような児童ポルノへの言及がなかったものの、無審査の「着エロ」DVDについて厳密な審査・取引時の確認を要請しており、今後児童ポルノの取り締まりにおいても同様に厳密な審査・取引時の確認が進んでいくことが期待される。

3 審査団体とその取り組み

HRNは日本ソフトコンテンツ審査センターに2016年7月1日、VSICに2016年7月14日に訪問し、同年8月10日に同団体の訪問を受けて質疑応答を行った。その結果は以下のとおりである。

(1) 日本コンテンツ審査センターの取り組み

1) 審査方法等

センターからは、上記の概要及び審査の実態について現場において説明を受けた。

2) 児童ポルノの審査に関する質問

HRNは⑦ないし⑩のビデオを示して、審査団体の審査を行った作品であるかを尋ねた。その質疑の内容は以下のとおりである。

(質問) ⑦ないし⑩のビデオについて審査を行ったか。

(回答) ⑦ないし⑩のうち、日本コンテンツ審査センターが審査をして合格をさせて流通した作品はない。そもそも審査を通っている作品は⑦のみであり、パッケージを確認したところこれはVSICが検査したとされている。

18歳未満の少女の動画作品はイメージ・ビデオという分類であり、成人向けではないとして、まったく審査を通っておらず、それは大きな問題である。

センターでは独自の審査基準があるが、このようなビデオは審査を通らない。

小学生、何年何組など、18歳未満であることを示唆するパッケージは審査基準では許されないこととなっており、一部に伏字をしていますが審査では通らない。

また、ランドセルを背負わせたり、子ども特有の黄色い帽子を被ったものなどは、未成年を連想させるため、審査上は許されない。

(⑧の作品の出演者を示し)、対象が18歳未満であることが強く疑われ、こうした作品が流通している現状は大変憂慮される。

(HRN) 審査基準は公開されているのか。

(回答) 公表していない。公表するのは難しい。

(HRN) メーカーから持ち込まれる作品には、「少女」と書かれていたり、「ロリ」と謳っている作品、幼く見える女性が出演者である作品があるが、そうした作品の審査はどうなっているのか。

(回答) そうした作品についても、審査は通しているが、原則として、年齢確認はしていない。

以前は未成年ではないかと疑われる作品については年齢確認を書類でチェックすることもあったが、最近はしていない。

児童ポルノ法もあるのであり、メーカーは児童ポルノは許されない、と言うことは重々認識しているはずである。IPPA加盟メーカーとは取引上の信頼関係があるので、年齢に関しては「まさかそのようなことはない」という認識で、審査はしていない。

(HRN) 未成年ではないかと疑われる作品について審査をしていた時期もあったということであるが、「ロリ」「少女」と書かれている作品すべてに行っているのか、そうでないのであれば、どのような基準で審査をしていたのか。

(回答) 「ロリ」「少女」と書いてあるものすべてについて行っていたものではない。また、基準については明確には存在しない。

(2) ビジュアルソフト・コンテンツ産業協同組合 (VSIC)

1) 概要等

IPPA 加盟会社数 240 社。VSIC 加盟会社数 73 社、そのうち 40 メーカーの審査を行っている。VSIC 評議員 (三名) が審査基準 (基準書) を作っている。法律は抽象的であるため、法律に書いていない詳細を統一最低基準ラインとしてメーカーには通知済みである。基準書は内規であるために基本的に公開していないが、メーカーからリクエストがあれば開示している。

審査は日本コンテンツ倫理協会に委託し、基準書に基づいて行っている。

2) 2015 年の審査基準改定について

2015 年 1 月から基準を厳しくした。ランドセル、小学生、JC、JS、1 年 3 組など、18 歳未満をうかがわせる表記はすでに NG にしている (2015 年 1 月から)。世界的に見て緩い基準は改めていこうという意図である。一方、高校生については、ブルセラ (コスプレ) としてジャンルが確立しているので OK としている。

このほか、2015 年 1 月以降の基準改定により、獣姦は審査で OK しないという決定をした。拷問ものは、原則血が出るようなものは NG であるが、出血を伴わない SM プレーの範疇であれば OK としている。スカトロもジャンルとして成立しているので OK としている。

実際の性行為をしているかどうかは判断しておらず、モザイクの濃淡をチェックしている。

3) VSIC における児童ポルノに関する審査基準

現在では、2015 年 1 月以降の新しい基準に基づき審査している。

出演者が 18 歳未満ではないという確認は、基本的にメーカー側が年齢確認を取り、メーカー側に誓約書を出してもらっている。

(HRN) 審査団体が年齢をダブルチェックしているか。

(回答) していない。メーカー側に一義的な責任がある。

(HRN) ⑦ないし⑩のビデオに関して、審査を行ったか。

(回答) ⑦は VSIC が審査を行ったものであるが、かなり昔の作品。2015 年に改訂した審査基準では通らない。

(HRN) ⑦の DVD は 2016 年に AV ショップで販売されていた。

審査をいったんとおってしまえば、現在の審査基準ではアウトな作品であっても、貴団体の審査のラベルを貼った作品が流通を続けるということになるのか。

(回答) 総集編は再審査をしている。5 枚パックとして販売する場合、5 年以上前のものについては再審査にする提案があったが、当時の商標権、肖像権に関する審査が緩かったこともあり合意できず。以前の基準で通ったものについて流通にどう働きかけるかは今後の課題である。

3 知的財産振興協会 (IPPA) の最近の対応

HRN が 2016 年 6 月以降、IPPA 及び審査団体と面談した結果、審査を受けていないイメージ・ビデオの中には、児童ポルノであることを宣伝する作品、児童ポルノである可能性のある作品、児童ポルノに関する審査団体基準を通らない内容の作品が存在することについて懸念が表明された。

IPPA は、2016 年 7 月 13 日付で AV 作品取扱い業者あてに「無審査作品 取扱い停止のお願い」とする文書を出している⁸⁰。

AV 作品は多くのメーカーが弊協会や、弊協会会員団体であるビジュアルソフト・コン

⁸⁰ <http://www.ippa.jp/pdf/ippa-musinsang20160713e.pdf>

テンツ産業協同組合（VSIC）、日本映像ソフト制作・販売倫理機構（JVPS）へ加盟し、第三者による作品内容チェック（倫理審査・検査）を受け、チェックに合格した作品を発売しております。これは、法に規定された取組みではなく、取扱われる皆様、ご視聴される方々へ一定のルールを守って制作された作品をお届けする為に、AV 業界の自主的な取組みとして制度化されているものです。

しかし、このような制度があるにもかかわらず、どの団体にも所属しないメーカーにおいて、独自のルール、判断で制作された無審査作品が少なからず存在しております。

上記の様な審査済作品と無審査作品が混在して販売、レンタル、配信等されている状況が今後も続くことは、審査済・検査済作品の流通を推奨している弊協会、並びに自主的に審査・検査を受けている会員メーカーと致しましては、社会からの要請に答えるべく取組んでいる AV 業界健全化の流れにおいて、看過できない問題と感じております。

AV 作品をお取り扱い頂いております皆様におかれましては、今後、弊協会関連の 3 団体、並びに一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構（EOCS）において審査済・検査済となった AV 作品のみをお取り扱いいただくことについてご検討いただき、是非ともご賛同とご協力をお願いしたく、ここにお願い申し上げます。

また、IPPA は、警視庁生活安全部保安課が 2016 年 7 月 21 日に出した「着エロ DVD」の適正な審査について(依頼)」にも「今回のご依頼を真摯に受け止めると共に、業界健全化に向けた取組みを更に推進してまいります。」との姿勢を表明している⁸¹。

ただし、HRN の調査の結果から見ると、

- 1) ⑦のように、審査を通った作品も児童ポルノと疑われる作品があること、
- 2) ⑧「1 年 3 組 2 番 ■り■■ ■■里」との作品のメーカー Zeus は IPPA 加盟とされるが、上記作品については審査を通過しておらず児童ポルノと疑われること、
- 3) ⑨の作品も MANIAC とメーカー表示され、制販倫の加盟団体とみられるが、この作品も審査を通過しておらず、児童ポルノと疑われること

などからみても、審査団体に加盟すればすべてが解決するには程遠く、審査団体・業界団体のさらなる基準の厳格化、年齢確認の徹底、審査を行わない作品の流通に対する対応も急務といえる。

また、今後仮に「着エロ」メーカーと言われるメーカー等が IPPA に加盟した場合、どのような基準で 3 号ポルノを含む児童ポルノを排斥するのか、大きな課題が残されている。

4 ショップの団体の対応

(1) HRN は、2016 年 8 月 4 日、セルメディアネットワーク協会を訪問し、以下の 2 点を質問した。

1) 児童ポルノが疑われる無審査作品が加盟店で販売されていることを確認しているところ、ショップのほうで年齢確認する等の措置が講じられているのか。ネットワークとしての統一方針があるのか。

2) 7 月 21 日に警察から出された「適正な DVD 販売について(依頼)」(以下、「販売について」)⁸²についてはこれに従うのか。

これに対し、セルメディアネットワーク協会の対応は、

- 1) については、特に児童ポルノに関する年齢確認についての統一方針は策定していない。
- 2) については、HRN の訪問の前日に緊急理事会を開催して、対応を協議した結果、警視庁からの依頼を受け入れることとし、無審査の DVD については協会として販売しないこととし、構成員にも通知・指導していくとのことであった。

⁸¹

<http://www.ippa.jp/%e8%ad%a6%e8%a6%96%e5%ba%81%e7%94%9f%e6%b4%bb%e5%ae%89%e5%85%a8%e9%83%a8%e4%bf%9d%e5%ae%89%e8%aa%b2%e3%82%88%e3%82%8a%e3%80%8c%e9%81%a9%e6%ad%a3%e3%81%aa%e5%af%a9%e6%9f%bb%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84/>

⁸² <http://www.ippa.jp/pdf/ippa-mpdr-s.pdf>

(2) 上記 2)について、これまでそのような決定をしなかった理由について

大手出版社が出しているセクシー系のグラビアモデル等の写真・動画や AKB 等が何ら問題なく販売される以上、イメージ・ビデオがどうして駄目かという対抗心がショップの業界にあったとのことであった。当然、利益の点もある。

また、セルメディアという業界そのものが、審査を経ないインディーズで発展してきた経緯があり、特に中小のショップは、大手 AV メーカーが販売しているものではない、よその店とは異なる掘り出し物を見つけてきて販売することで他との差別化を図り、活路を見出している側面があるため、無審査を受け入れないということが進めにくいとの指摘があった。

(3) ショップへの児童ポルノに関する注意喚起について

協会によれば、バッキー事件の端緒を作ったのは協会であり、会員からの情報提供により販売を自粛するよう全会員に指示し、その後事件化されたという。

また、2008 年ビデ倫逮捕事件でも同協会が最初に問題提起をしたとしている。

その他、「ウス消し、児童ポルノ、着エロ、脱法ハーブ」については違法性が高いと判断され次第、率先して販売自粛を指示してきたという。

しかし、児童ポルノの取り組みは率直に言って十分でなかったとする。メデ倫が活動していた時期には、審査を正式に行わない着エロものについても、メデ倫で自主的なモニタリングをしており、その結果として、着エロが販売されていることを確認した場合、セルメディアネットワーク協会への情報提供と、ポルノに該当するため販売しないように、とする警告通知がしばしば送られてきており、こうした警告通知を受け取った場合は加盟店にも情報共有して販売しないように注意喚起をしていた。ところが、メデ倫がなくなって新しい審査体制に移行して以降は、こうした自主的なモニタリングや警告通知が来なくなったため、協会としてもそうした注意喚起はしなくなった。ただし、協会では警察官出身のスタッフを採用し、定期的にショップを見ては注意喚起等を行ってきたが目が行き届かなかったのかもしれないとする。

また、加盟団体に対しては加盟の段階で遵守事項に関する紙を送付して遵守を求めているものの、なかなか遵守されず、コンセンサスが得られない事項もあるとしていた。現在の確定した遵守事項については、公表しておらず、曖昧化している様子であった。

(4) 本報告書の調査結果について

第 4 に記載した実店舗調査の結果、及び、店舗が協会の会員であったことを示したところ、「目が行き届いていなかった」とした。

なかなか協会としての監督や指導は困難であり、アダルトショップでは、青少年保護のためにアダルトコーナーに声の出るモニターは置いてはならないという協会としてのルールも確立したが、大手の店舗は率先してこれを破っており、十分に指導が徹底していない状況にある。

(5) 今後について

IPPA が審査したものだけを店舗等に取り扱ってほしいと述べ、警視庁も無審査の DVD への慎重な対応を求めているとしても、無審査ものをなくしていくというのは内部の力では難しいと感じている。協会がまとまったとしても協会に所属しないショップでは差別化を図るために無審査ものの販売をやめないであろう。

外部の力が働くことが重要であり、IPPA が無審査のものを販売しているショップには、正規の商品もおろさない。という合意を決めれば、ショップはこれに従うのではないかと、との提案がなされた。

(6) 訪問後の対応

HRN 代表者が訪問した翌日の 2016 年 8 月 5 日、同協会のウェブサイト⁸³に以下の文書が掲載された。

関係各位
平成 28 年 8 月 5 日
弊 NPO 法人セルメディアネットワーク協会は警視庁生活安全部保安課長より発せられた「適正なDVD販売について」(保、風-第 1160 号)に対し全面的に受け入れ、再発防止に協力いたします。
警視庁管轄内はもちろん全国の会員に対する依頼であると認識し、関係団体とも協議協調の上、AV 業界の健全化青少年健全育成に寄与する所存でございます。
NPO 法人セルメディアネットワーク協会 理事長 望月元善

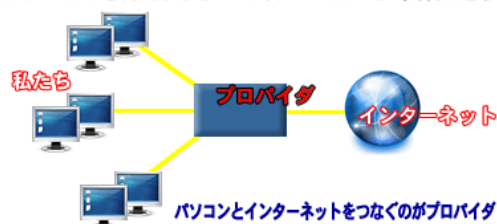
5 インターネット関連業者の講じている対策

インターネットについては、最低限、ユーザーがウェブサイトを開覧する過程でそれぞれプロバイダ、レンタル・サーバーがそれぞれ下記のとおり関与している。

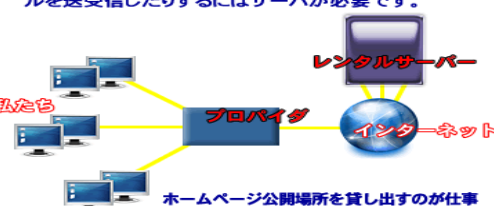
また、ユーザーが児童ポルノを取り扱うウェブサイトを探し出す際、Google 等の検索エンジンに関連するキーワードを打ち込んで検索するという過程がほぼ確実に介在することになる。さらに、近年はスマートフォンを中心に児童ポルノを含むアダルトコンテンツが搭載可能なソフトウェア（アプリ）が開発、販売されている。

以下、上記関連業者の取組みにつき、説明する。

インターネットを利用するためには、プロバイダーとの契約が必要



インターネットにホームページを公開したりEメールを送受信したりするにはサーバが必要です。



※インターネット上の児童ポルノについては、1)児童ポルノの提供者がレンタル・サーバー業者との間でサーバー提供契約を締結し、そのサーバーに児童ポルノをアップロードしたウェブサイトを作成し、2)ユーザーがインターネット・プロバイダとの間でプロバイダ提供契約を締結し、インターネットに接続することでかかるウェブサイトを閲覧することにより提供される。すなわち、上記工程において、プロバイダはユーザーのインターネット接続/遮断に関与し、レンタル・サーバー業者はウェブサイト運営者のウェブサイト使用/拒否に関与することになる⁸⁴。

(1) プロバイダ

インターネット・プロバイダ側の児童ポルノの取り扱いに対する方針は各社共通しており、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から「児童ポルノ掲載アドレスリスト」を受け取り、該当するサイトの閲覧をプロバイダ側でブロックする（ユーザーが当該ウェブサイトにはアクセスできなくする）という対応を取っている。

例：

OCN：http://www.ocn.ne.jp/info/announce/2011/04/21_1.html

⁸³ <http://www.sna-j.com/>

⁸⁴ <http://www.web-matrix.jp/wordpress/%e3%83%ac%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%ab%e3%82%b5%e3%83%bc%e3%83%90%e3%83%bc%e3%81%a8%e3%83%97%e3%83%ad%e3%83%90%e3%82%a4%e3%83%80%e3%81%ae%e9%81%95%e3%81%84/>

「OCN では、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会（略称：ICSA）から児童ポルノに関するアドレスリストの提供を受け、該当するサイトへの閲覧を制限させていただきます。具体的には、リストに掲載されているサイトを閲覧しようとした場合、同サイトのかわりにブロックされたことを示す以下の画面が表示されます。」

Yahoo! BB：<http://www.softbank.jp/ybb/block/>

KDDI：http://www.kddi.com/corporate/news_release/2011/0421/

BIGLOBE：<http://support.biglobe.ne.jp/news/news338.html>

また、通常のアダルトコンテンツ、その他、酒類、たばこ、薬物、暴力といったカテゴリに入る内容については、未成年者への影響を考慮し、閲覧できるサイトをレベルに応じて制限できるフィルタ機能を提供するサービスも行っている。

例：

Nifty「常時安全セキュリティ 24 プラス」

- ・小中学生モード：すべてのカテゴリを制限
- ・高校生モード：インターネット通信メディア、ニュース、コンピューターゲームへの制限はなし
- ・カスタムモード：制限するカテゴリを選択可能

ぷらら「ネットバリアベシック」

・レベル 2 (ON)：「標準設定」青少年に有害なサイト（暴力・アダルト等）子供たちに対する性的虐待や児童買春等の犯罪を助長するサイト（児童ポルノ）セキュリティ上危険なサイト（ワンクリック詐欺・フィッシング等）の閲覧をブロックします。

・レベル 1 (ON)：セキュリティ上危険なサイト（ワンクリック詐欺・フィッシング等）の閲覧をブロックします。

・レベル 0 (OFF)：サイトのブロックがされません。（フィルタ解除と同様）

(2) レンタル・サーバー業者

アダルトコンテンツを積極的に扱うサーバーは、児童ポルノに対する取り扱いも基本的にはサーバーの準拠法に則ったものとなっている。利用規約の中で法令違反となるようなコンテンツの禁止を謳っているが、それに加え児童ポルノや虐待などの個別のコンテンツに関する規定を別途設けている場合もある。利用規約違反は、サーバー提供契約の解約事由となる⁸⁵。代表的な 3 つのアダルトコンテンツサーバーの利用規約を比較してみる。

・FC 2 レンタル・サーバー：<http://help.fc2.com/common/tos/ja>

アダルトコンテンツを積極的に扱うサーバーであり、米国ネバダ州法が適用される。利用規約には、禁止事項として「未成年者の健全な育成に害を与える行為（児童ポルノ、児童買春、猥褻、暴力的文書・画像などの送信・掲載など）、またはそれらを助長する行為」とあるが、その他のアダルトコンテンツやわいせつ性などに対する言及はない。従って、インターネット上ではアダルトコンテンツにかなり寛容だという評価がされている⁸⁶。

・FUTOKA レンタル・サーバー：<https://www.futoka.jp/?mode=policy>

こちらもアダルトコンテンツを積極的に扱うサーバーではあるものの、日本法が適用されるため、法令違反行為は禁止事項として会員規約に記載がある。ただし、児童ポルノに関する個別の規定は設けられていない。

・KAGOYA 共用サーバー：<http://www.kagoya.jp/terms/kir.html>

利用規約第 11 条に利用者の禁止行為として「わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収

⁸⁵ 規約違反のアダルトサイト運営につき、契約解除があり得る。

<http://adarutosaito.info/category7/category17/entry124.html>

⁸⁶ <http://kogorou777.xsrv.jp/>アフィリエイト初心者に知ってほしい！fc2 ブログ-2458

録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為」、その他一般的な違法行為（日本法適用）を記載し、抵触する行為にはアクセス制限や会員資格の取消を行うとしている。わいせつ性の基準についても、ホームページ上で、「一般的な書店に流通している書籍や、大手レンタルビデオショップなどで流通している作品をひとつの目安とお考えください。ただし、局部が確認できる画像はモザイク処理がされていても「わいせつ」と判断しております」と明記している⁸⁷。

・Vectant（アルテリア・ネットワークス）<https://www.marubeni-access.com/ja/service/vectant/>
実際に3号ポルノに該当すると思われるコンテンツを扱う■■■■■が使用するアルテリア・ネットワークス⁸⁸はインターネット・プロバイダでもあり、上記のプロバイダの例と同じく、「児童ポルノブロッキング実施について」としてインターネットコンテンツセーフティ協会からの児童ポルノ掲載サイトのアドレスリストに従い、児童ポルノ掲載サイトへの閲覧を強制的に遮断する方針を表明している⁸⁹。

このような方針を明示しているにも関わらず■■■■■への接続がブロックされていないということは、ICSAにおけるアドレスリストに■■■■■や■■■■■は含まれていない可能性がある。

ICSAは、インターネット・ホットラインセンターへの通報があったサイトのリストをもとに、予め決められた基準に則って独自に検討を施した上でアドレスリストを作成している。「ジュニア・アイドル」の「イメージ・ビデオ」という名目のコンテンツや、着エロを扱うサイトについて、同協会がどのように判断をしているかについては、明らかにされていない。

このように、アダルトビデオサイトのインターネットプロバイダやサーバーは、準拠法上違法となるコンテンツの禁止は明確にうたっているものの、実際には■■■■■など、性欲を興奮させ又は刺激することが明らかなサイトが野放しになっている現状がある。

この現状との乖離には、違法である3号ポルノについて、「着エロ」やイメージ・ビデオといったあたかもポルノではないかのような単語を使用することでその実態を覆い隠し、規制の網をすり抜けているという点に起因すると思われる。

(3) 検索エンジン

Googleに代表される検索エンジンによる取組みとしては、児童ポルノが検索結果として表示されることを防止するため、児童ポルノと判断したウェブサイト等を検索結果から排除⁹⁰、SNS(Face Book、Twitter等)と協力して情報を共有し、自動で児童ポルノと思しき画像等を検知してブロックするシステムを開発⁹¹、Gmailに児童ポルノ画像が添付されているのを検知して関係当局へ通報等の取組みを行っている⁹²。また、HRNよりグーグルジャパン株式会社に対し、同社の児童ポルノ対策について照会したところ、画像検知システムのほかに、ICSAとの情報共有、警察庁・総務省といった関係省庁との連携を行っている旨回答があった（2016年9月1日付回答）。

しかし、上記の対応をもってしても、現状は多少検索キーワードを工夫すれば、簡単に検索エンジンにて児童ポルノにアクセスできる現状である⁹³。

⁸⁷ <http://support.kagoya.jp/policy/abuse.html>

⁸⁸ 専用線、VPN、セキュアクラウドアクセス、インターネットなどを幅広く提供している。

⁸⁹ https://www.arteria-net.com/business/policy/dns_blocking/

⁹⁰ <http://www.cnn.co.jp/tech/35040148.html>

⁹¹ <http://gigazine.net/news/20150812-facebook-google-twitter-hash-list/>

原文は下記のとおり

<https://www.iwf.org.uk/about-iwf/news/post/416-hash-list-could-be-game-changer-in-the-global-fight-against-child-sexual-abuse-images-online>

⁹² http://www.excite.co.jp/News/it_g/20140806/Slashdot_14_08_06_0445212.html

⁹³ 例として、googleにて■■■■■検索した結果、15歳未満と思しき少女の画像をアップロードしているウェブサイト等を見つけることができる 公開用にリンクを削除

(4) アプリ

アプリは、1)アプリ作成者（アプリ・デベロッパー）がソフトウェアを開発し、2) APP Store 等アプリ提供者（アプリ・ストア）がこれを審査し、審査を通過したアプリがかかるアプリストアを通じて提供され 3)ユーザーはこれをダウンロードすることでかかるアプリを使用できる⁹⁴。特にスマートフォン用のアプリについては、審査が比較的緩やかであり、素人であっても参入が容易といわれている⁹⁵ため、特にスマートフォン用アプリにつき説明する。

スマートフォン用のアプリとしては、iPhone 用アプリと android 用アプリに大別され、それぞれの審査基準（ガイドライン）が設けられている。かかる審査基準に適合しないアプリについては拒否（リジェクション）され、当該アプリストアを通じて提供されないように取り扱われる⁹⁶。

しかし、こうした取り組みにも関わらず、2015 年には、児童ポルノの投稿についてアプリ運営者が児童買春・児童ポルノ禁止法違反で摘発された⁹⁷。

・ iPhone : <https://developer.apple.com/app-store/review/guidelines/>

ガイドライン上、明確に児童ポルノを対象としていないが、同 1.1.4 条にて性的な刺激を意図した活動、同 1.2 条にて主としてアダルトコンテンツを目的としたユーザー生成コンテンツ（SNS、動画共有サイト、ブログ等）のアプリはいずれもリジェクションの対象となっている⁹⁸。

・ android :

https://play.google.com/intl/ja_ALL/about/restricted-content/child-endangerment/

ガイドライン上、児童ポルノに関する禁止事項として「児童を危険にさらす行為」を指定しており、「Google では、児童の性的虐待画像に対し、ゼロ・トレランス ポリシーを採用しています。児童の性的虐待画像コンテンツの使用が判明した場合、Google は関係機関に報告し、このコンテンツの販売 / 配布に関与している者の Google アカウントを削除します。」旨規定されている。また、児童ポルノにかかわらず、「露骨な性的コンテンツ」自体が禁止事項とされている⁹⁹。

(5) 小括

上記のように、インターネット関連業者はそれぞれ何らかの形でユーザーが児童ポルノへアクセスすることをブロックする対策を取ってはいる。

しかし、これらの取り組みにも関わらず、現状としては未だにインターネット上で児童ポルノが蔓延しており、ユーザーは容易にこれらにアクセスすることができる。これは、一旦インターネット上に児童ポルノが流出すると非常に拡散が容易であってこれを完全に抹消することが極めて困難であることに加え、違法である 3 号ポルノか否かについての当てはめが厳格になされていないことが原因であると思われる。

⁹⁴ <http://ketchapp.jp/special/comparison/>

⁹⁵ <http://matome.naver.jp/odai/2133629720506468501>

⁹⁶ https://blog.codecamp.jp/application_reject_example

⁹⁷ 脚注 14 と同じ

⁹⁸ 原文はそれぞれ下記のとおり

1.1.4 Overtly sexual or pornographic material, defined by Webster's Dictionary as "explicit descriptions or displays of sexual organs or activities intended to stimulate erotic rather than aesthetic or emotional feelings."

1.2 User Generated Content

...

Apps with user-generated content or services that end up being used primarily for pornographic content, objectification of real people (e.g. "hot-or-not" voting), making physical threats, or bullying do not belong on the App Store and may be removed without notice. If your app includes user-generated content from a web-based service, it may display incidental mature "NSFW" content, provided that the content is hidden by default and only displayed when the user turns it on via your website.

⁹⁹ https://play.google.com/intl/ja_ALL/about/restricted-content/sexually-explicit-content/

第7 国際人権基準

児童ポルノをめぐる日本の実情は、日本が批准した人権条約を始め、国際人権基準との関係で十分とはいえない。

1 児童ポルノに関する国際人権法・基準

(1) 関連する国際人権法・基準

1) 概要

現在日本が批准している条約等の中で、児童ポルノに直接言及するものとしては、①児童の権利条約、②最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）（ILO182号条約）、③児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（児童売買等議定書）、及び④サイバー犯罪条約が存在する。

① Convention on the Rights of the Child（児童の権利条約）（1989年国連採択、日本は1990年署名、1994年批准及び効力発生）¹⁰⁰¹⁰¹

本条約は児童の権利に直接言及した最初の条約である。第34条は、措置の具体的内容には触れていないものの、締約国に対し児童の性的搾取をなくすためのあらゆる方策をとるよう義務付けている¹⁰²。

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

（中略）

（c） わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

② Worst Forms of Child Labour Convention, 1999 (No. 182)（ILO182号条約）（1999年ILO採択、日本は2001年批准）¹⁰³¹⁰⁴

児童の権利条約以降、児童の権利保護に関する議論は1990年代以降もさらに発展し、本条約が採択された。本条約は児童ポルノを「最悪の形態の児童労働」（第3条）と定義し、これらを撤廃するための行動計画を作成すること（第6条）、防止、救済・援助、教育の機会提供といった措置をとること（第7条）、国際協力を通じた措置をとること（第8条）を締約国に対して求めている。特に児童ポルノ他の形態については、同条約の勧告（第12パラグラフ）においてその犯罪化を求めている。

第3条

この条約の適用上、「最悪の形態の児童労働」は、次のものから成る。

（中略）

（b） 売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あつせんし、又は提供すること。

¹⁰⁰ 英語原文 <http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CRC.aspx>

¹⁰¹ 日本語訳 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/je_pamph.pdf

¹⁰² 尾崎久仁子「児童の売買に対する国際的取組み」法学セミナーNo.577、65頁、2003年。皆川誠「児童の商業的性的搾取に関する国際法の現状と課題」早稲田大学社会安全政策研究所紀要第4号、152頁、2012年。渡辺真由子「子どもポルノをめぐる国際動向と人権」総務省 情報通信政策レビュー 第10号、6頁、2015年

¹⁰³ 英語原文 http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C182

¹⁰⁴ 日本語訳 http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238053/lang--ja/index.htm

最悪の形態の児童労働の禁止及び撲滅のための即時の行動に関する勧告（第 190 号）第 12
パラグラフ¹⁰⁵¹⁰⁶

12 加盟国は、次の最悪の形態の児童労働が犯罪であることを規定すべきである。
（中略）
(b) 売春、ポルノグラフィーの制作又はわいせつな演技のために児童を使用し、あ
っせんし、又は提供すること。
（以下略）

③ Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children,
child prostitution and child pornography（児童売買等議定書）（2000 年国連採択、日本は 2005
年批准、同年効力発生）¹⁰⁷¹⁰⁸

本議定書は児童の権利条約第 34 条に焦点を当て、児童の商業的性的搾取に関する全般的
かつ具体的な規定を置いた初めての条約とされる¹⁰⁹。特に児童ポルノの定義（第 2 条(c)に
つき、児童が実際にあからさまな性的行為を行う表現のみならず、そのような行為に児童
が従事していると思わせる表現（「擬似の」）も該当するとした点が注目される¹¹⁰。

その上で本議定書は締約国に対し、児童ポルノの製造・配布・頒布・輸入・輸出・提供若
しくは販売、又はこれら行為の目的での保有を犯罪化するように求めている（第 3 条）。さら
に同議定書は、裁判権の設定（第 4 条）、引渡し（第 5 条）、捜査共助、捜査協力（第 6 条）、
犯罪収益等の没収（第 7 条）などの加害者の処罰にかかる規定のほか、被害児童の保護に
ついて、児童への情報提供、プライバシーの保護（第 8 条）、教育、啓発活動（第 9 条）な
どについて規定を置いている¹¹¹。

a. 第 2 条

この議定書の適用上、
（中略）

(c)「児童ポルノ」とは、現実の若しくは擬似のあからさまな性的な行為を行う
児童のあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のため
の児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいう。

b. 第 3 条

1 各締約国は、その犯罪が国内で行われたか国際的に行われたかを問わず、また、
個人により行われたか組織により行われたかを問わず、少なくとも次の行為が自国
の刑法又は刑罰法規の適用を完全に受けることを確保する。

（中略）

(c) 前条に定義する児童ポルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、
提供し若しくは販売し又はこれらの行為の目的で保有すること。

（以下略）

¹⁰⁵ 英語原文 http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:R190

¹⁰⁶ 日本語訳 http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_238806/lang--ja/index.htm

¹⁰⁷ 英語原文 <http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/OPSCCRC.aspx>

¹⁰⁸ 日本語訳 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/je_pamph.pdf

¹⁰⁹ 尾崎、66 頁。皆川、153 頁

¹¹⁰ 渡辺、11 頁

¹¹¹ 尾崎、66 頁

④ Convention on Cybercrime (サイバー犯罪条約) (2001 年欧州評議会採択、日本は 2001 年署名、2012 年効力発生)¹¹²¹¹³

児童売買等議定書の翌年、欧州諸国の地域的機構である欧州評議会が本条約を採択した。本条約はサイバー犯罪の一形態として、インターネット上の児童ポルノ犯罪について規定する点に特色がある。

まず、本条約は児童ポルノの包括的な定義（第 9 条第 2 項）として、実際の未成年者が性的にあからさまな行為を行う場合に加え（第 2 項 a）、未成年者であると外見上認められる者（第 2 項 b）も含めるとし、児童ポルノに関わる行為に関する処罰化を下記のとおり定めている。

a. 第 9 条

- | |
|--|
| <p>1 締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。</p> <p>a コンピュータ・システムを通じて頒布するために児童ポルノを製造すること。</p> <p>b コンピュータ・システムを通じて児童ポルノの提供を申し出又はその利用を可能にすること。</p> <p>c コンピュータ・システムを通じて児童ポルノを頒布し又は送信すること。</p> <p>d 自己又は他人のためにコンピュータ・システムを通じて児童ポルノを取得すること。</p> <p>e コンピュータ・システム又はコンピュータ・データ記憶媒体の内部に児童ポルノを保有すること。</p> <p>2 1 の規定の適用上、「児童ポルノ」とは、次のものを視覚的に描写するポルノをいう。</p> <p>a 性的にあからさまな行為を行う未成年者</p> <p>b 性的にあからさまな行為を行う未成年者であると外見上認められる者</p> <p>3 (略)</p> <p>4 締約国は、1 d 及び e 並びに 2b 及び c の規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。</p> |
|--|

(2) 日本の現状

1) 日本は、国際基準や国際社会の声を受けて、児童ポルノ法を制定、二度の改正を行ったものの、本報告書に記載している通り、規制の実施が十分でないため、未だに児童ポルノを根絶するには程遠い状況にある。

国連子どもの権利委員会は、2010 年児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書の日本政府による第一回報告に対する最終見解を公表し、「委員会は、児童ポルノ及び児童買春と闘うための締約国の努力を歓迎する。しかしながら、委員会は、これらの犯罪が蔓延していることにかんがみ、予防措置が依然として不十分であることを懸念する。」とし、包括的な対策を勧告している¹¹⁴。

政府は、2010 年国連子どもの権利委員会の勧告を踏まえ、法改正で単純所持も規制するに至ったが、法の実施には多くの問題を抱えている。

2) 日本は 2012 年 7 月にサイバー犯罪条約を受諾し、国内的に効力が発生している。サイバー犯罪条約第 9 条第 1 項に基づき、児童買春・児童ポルノ禁止法はインターネット上における児童ポルノを内容とする電磁的記録の提供等を処罰することとした。

しかし、日本政府は本条約の受諾に当たり、児童の姿態を描写するポルノ（実在する児童の姿態を描写したものと認められる場合を含む。）のみをこの条約上の児童ポルノとする（第 9 条）との宣言をし、第 9 条のこれに反する規定の適用を留保している。このため、条約では児童

¹¹² 英語原文 <http://conventions.coe.int/Treaty/en/Treaties/Html/185.htm>

¹¹³ 日本語訳 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_4a.pdf

¹¹⁴ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/bf_kenkai.pdf

ポルノに該当するとされている「性的にあからさまな行為を行う未成年者であると外見上認められる者」に関するポルノ規制は検討されておらず、こうした作品はショップにも多く陳列され、インターネットにも氾濫している状況にある。

3) 2015 年、国連「児童の人身売買・児童売春・児童ポルノ」に関する特別報告者が来日調査を実施し、2016 年 3 月の国連人権理事会に調査報告書を提出した¹¹⁵。

特別報告者はこのなかで、日本政府のこれまでの取り組みの前進面を評価したうえで、それでも子どもの性的搾取や児童ポルノに関しては大きな懸念を表明し、包括的なアプローチで対応を行うこと、法や戦略の実施、違法行為に対する処罰に向けての取り組みを強化すること、捜査機関のトレーニングの実施、関連する民間ビジネスセクターとの協力、子どもに対する教育などの取り組みの強化を勧告している。

また、2015 年 3 月国連女性差別撤廃委員会は、児童ポルノに関連して以下の勧告をしている(関連のある記述のみの抜粋)。

- ・差別的な固定観念を増幅し、女性や女兒に対する性暴力を助長するポルノ(中略)の製造と流通を規制するため、既存の法的措置や監視プログラムを効果的に実施すること(21 項)

- ・ポルノ映画の製作を手掛ける組織を対象とした性的搾取を防ぐための監視と査察のプログラムを強化すること(27 項)¹¹⁶

2 ビジネスと人権に関する指導原則

国際人権基準において、人権を尊重する企業の責任は「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」¹¹⁷（いわゆる「ラギー原則」）に定められている。この原則において、企業は直接的だけでなく取引関係においても人権侵害を防止または軽減する義務があり（原則 13）、この責任はすべての企業に適用される（原則 14）。

日本における児童ポルノはサプライ・チェーンにおける児童に対する人権侵害行為であるから、ラギー原則に基づき、この問題にかかわるすべての企業にその防止、軽減、是正の責任がある。

関連するすべての企業はサプライ・チェーンにさかのぼって、人権侵害が発生しないようにより努めるべきである。

原則 13. 人権を尊重する責任は、企業に次の行為を求める。

(a) 自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する。

(b) たとえその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努める。

3 諸外国の実例

(1) 米国

児童の性的搾取及び児童ポルノの刑事責任については、合衆国法典 18 編第 2251 条から第 2260 条に規定されており、児童ポルノは以下のとおり定義されている。

第 2256 条 (8)

「児童ポルノ」とは、写真、フィルム、ビデオ、絵画又は電子的、機械的若しくは

¹¹⁵ A/HRC/31/58/Add.1

なお、HRN による本調査は、国連特別報告者の調査とは関連がなく、完全に独立して実施したものである。本調査では重複を避け、ポイントを絞った調査を実施しており、既に国連調査で触れられている事項、特に政府機関や NGO の取り組み等については繰り返さない。

¹¹⁶ http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/CO7-8_j.pdf(最終アクセス 2016.8.29)

¹¹⁷ (日本語訳) <http://www.hurights.or.jp/japan/aside/ruggie-framework/>

その他の方法により作成され、若しくは製作されたかどうかにかかわらず、コンピュータの若しくはコンピュータ処理された画像若しくは絵画を含む、次の各目のいずれかに該当する視覚的描写をいう。

(A) そのような視覚的描写の製作が、性的に露骨な行為に従事している未成年者の利用を伴うもの

(B) そのような視覚的描写が、デジタル画像、コンピュータ画像又はコンピュータ処理された画像であって、性的に露骨な行為に従事している未成年者のものであるか、それと見分けがつかない形態であるもの

(C) そのような視覚的描写が、身元を特定しうる未成年者が性的に露骨な行為に従事しているように見えるように創作され、翻案され又は修正されているもの

処罰される行為は以下のとおりとされている。

① 故意による児童ポルノの郵送・輸送・受領・頒布・頒布目的の複製・販売・販売目的の所持。

② 故意による児童ポルノの所持（単純所持）。

③ 18歳未満の児童によるあからさまな性的行為のわいせつな視覚的描写、または18歳未満の実在の児童によるあからさまな性的行為の視覚的描写の広告、奨励、頒布等。

④ 違法な行為への参加を勧める目的での、18歳未満の児童があからさまな性的行為を行っている、あるいはそのように見える視覚的描写の18歳未満の児童への提供。

①、③、④の場合は、罰金及び5年以上20年以下の自由刑（禁錮刑）が、②の場合は、罰金または10年以下の自由刑（禁錮刑）あるいはそれら双方が科される¹¹⁸。

また、合衆国法典 18 編第 2257 条は、Record-keeping Requirement(記録保持の責務)を定めた条項¹¹⁹であり、性的な露骨な行為を含むポルノ作品の制作、編集、配信等に関わるすべての者が、すべての演技者の身元確認書類を保管しなければならないとされ、これに違反した者は禁固刑に服する刑罰に処せられるとされている。

このようにして米国は、演技者の年齢確認資料の保管を、ポルノ作品に関わる全ての関係者に義務付けることを通じて、実際に児童がポルノ産業により性的に搾取される行為を根絶しようとしている。

また、合衆国法典第 2258A 条において、電気通信サービス(electronic communication service)、または、リモートコンピューティングサービス(remote computing service)を提供しているプロバイダに対して児童ポルノに関する通報義務を課す(通報先は特定の NPO、メールアドレス、IP アドレス等の個人情報、アクセス履歴情報、児童ポルノの画像・動画の情報等を送付することとされている)。故意に通報を怠った場合は罰金を科されるシステムとなっている¹²⁰。

(2) EU 諸国

欧州連合(EU)は、児童の性的搾取及び児童ポルノに対する対策として、2003年12月に決定、枠組決定 2004/68/JHA を決定、2004年に発効した。

ここでは、第1条の児童ポルノの定義として、児童に限らず、児童に見える者の性的に露骨な行為が児童ポルノに含まれると定義された¹²¹。

¹¹⁸ <http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou/h25/pdf/1-1.pdf>(最終アクセス 2016.8.29)

¹¹⁹ <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/18/2257>

¹²⁰ https://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2013/03/cyber2503_01.pdf

¹²¹

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32004F0068&qid=1470899979232&from=en>

1 Definition (b) "child pornography" shall mean pornographic material that visually depicts or represents:

(i) a real child involved or engaged in sexually explicit conduct, including lascivious exhibition of the genitals or the pubic area of a child; or

(ii) a real person appearing to be a child involved or engaged in the conduct mentioned in (i); or

さらに、2011 年 12 月に児童の性的虐待、性的搾取、児童ポルノ対策に関する EU 指令 (2011/92/EU)¹²²が交付され、施行された。各加盟国は、2013 年 12 月 18 日までにこれに適合した国内法を定めなければならないとされた¹²³。

EU 指令においては、児童ポルノとは

- 1) 児童が性的な露骨な行為またはそれに擬した行為に従事している様子を撮影したすべての媒体、
- 2) 児童の性的な身体の一部を性的な目的で撮影した媒体、
- 3) 児童に見える人間が性的に露骨な行為またはそれに擬した行為をしている様子を撮影した媒体、または児童に見える人間の性的な身体の一部を性的な目的で撮影した媒体、
- 4) 児童が性的に露骨な行為に従事しているリアルなイメージ、または性的な目的による児童の性的な部位のリアルなイメージと定義されている。

そして、児童の児童ポルノへの勧誘、リクルートした行為、撮影への参加をした行為、これを強要した行為を厳しく処罰するとともに、製造、供給、配布、頒布、販売、購入、アクセス、単純所持等を処罰することとしている。

この EU 指令を受けて、EU 加盟各国は指令に基づく国内法整備を進めている。

第 8 まとめ

1 問題の所在

HRN の調査で明らかになったのは、児童ポルノないし児童ポルノと疑われる画像・映像が公然と商業的に製造・流通・販売・配信されている実情であり、児童ポルノに対する規制や取締りが徹底していないことである。

その原因として、

- (1) 出演者の年齢が明らかでないため、「児童」であることがわからないとして警察による取締りが行われないこと
- (2) 審査・流通・販売段階でのチェック体制も不備であること、
- (3) 3 号ポルノについて、児童ポルノであり許されないものであるとの社会的認識が浸透しておらず、取締りも徹底せず、実質的なチェック体制が不備であることが明らかになった。

商業的に製造・流通・販売・配信されている画像・映像について、まず明確なルールを確立し、審査・チェック体制を確立することにより、児童ポルノの製造・流通を阻止する流れを作る必要がある。

併せて、児童が児童ポルノに巻き込まれないようにするための児童の権利・福祉の保護のための対策も必要となる。

2 年齢の立証の問題

(1) 現行法規では、出演者が 18 歳未満であることが児童ポルノとして検挙するための要件となるが、年齢の立証が難しいとして検挙が見送られるようでは、法規制の意味は失われる。

「疑わしい」として検挙が見送られる陰で多くの児童が児童ポルノの犠牲になることは避けられなければならない。

そこで、すべての作品を販売、流通、配信に乗せる前に必ず審査団体の審査を通すことと

(iii) realistic images of a non-existent child involved or engaged in the conduct mentioned in

¹²² EU 指令

http://srs.violenceagainstchildren.org/sites/default/files/documents/docs/directive_european_parliament_on_combating_sexual_abuse_and_sexual_exploitation_of_children.pdf

¹²³ <http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/pdf/02500103.pdf>

するとともに、審査、流通、販売、配信のすべてのプロセスで年齢確認が行われる仕組みをつくり、米国の立法例を参考に、出演者の氏名・身元・年齢に関する公的文書を保管することとすべきである。

また、「出演者が児童であること」や「出演者が児童に見えること」を宣伝文句とするものなど、出演者が18歳以上であることが明確でないポルノについては、警察において、積極的なモニタリングを行い、年齢確認を行い、取締りを図るべきである。

(2) 今回の調査では、「児童ポルノ」であることや「18歳未満」であることを宣伝したポルノ、児童が大人と性行為を行ったり、児童がレイプ、性虐待、性的ハラスメントを受けていることを内容とする映像・画像作品等が多数確認されている。

仮にこれらのうち一部の出演者が18歳以上であるとしても、児童と外観上認められる出演者のポルノの普及・氾濫は、児童ポルノ規制を曖昧にし、真実の児童ポルノ規制の徹底を著しく阻害する役割を果たしている。また、内容自体が明らかに児童を対象とした犯罪行為・性的搾取を扱うポルノは実際の少女に対する性犯罪や虐待を誘発・奨励することが懸念されるし、児童ポルノであるかに見える作品の氾濫は児童ポルノ犯罪のハードルを低くする危険性がある。

既にみてきたとおり、国際基準や欧州の基準では、こうした「児童に見える」出演者のポルノも規制・処罰の対象となっており、日本でも今後、こうした「児童に見える」ポルノをこのまま放置したままでよいのか、について議論が進められるべきであろう。

ただ、映像作品への刑事的規制が拡大することによる弊害については、懸念も強いことに鑑みれば、まずは自主規制として、「出演者が児童であること」や「出演者が児童に見えること」を宣伝文句とするものなど、出演者が18歳以上であることが明確でないポルノを排除する自主規制を導入するための強いイニシアティブを関連する産業・業界に求めたい。

3 3号ポルノの取締りの厳格化

3号ポルノ、すなわち、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」については、要件が明確であるにもかかわらず、警察による摘発が徹底していない。

その結果、「着エロ」「ジュニア・アイドルのイメージ・ビデオ」などというジャンルが確立され、明らかに3号ポルノに該当するにも関わらず、あたかも児童ポルノではないかのように販売されている作品が横行している。

しかし、3号ポルノの撮影によって児童が性的に搾取されることや、こうした動画が広く販売・普及し、インターネット等で拡散を続けることは、深刻な子どもに対する人権侵害であることを直視すべきである。

政府・警察においては、3号ポルノに該当する児童ポルノについても児童ポルノに該当することを周知徹底し、関連事業者に指導するとともに、積極的な取締り・摘発を進めていくべきである。

また、メーカー、審査団体、流通、販売、配信、インターネット事業者においても、これまでの認識を抜本的に改め、「着エロ」、イメージ・ビデオの如何を問わず、18歳未満を出演者とするポルノは3号ポルノに該当するものも含め一切これを制作せず、また、流通、販売、配信等させず、児童ポルノの根絶に努めることが求められる。

4 児童の保護のための施策

18歳未満の未成年者が、「着エロ」、イメージ・ビデオも含む児童ポルノ関連産業に巻き込まれる経緯については今回調査ができなかったものの、「ジュニア・アイドル」のような扱いで児童ポルノに出演する事例が多いことが確認でき、「着エロ」、イメージ・ビデオメーカーと児童をつなぐ役割を果たす、スカウト、プロダクション・事務所の存在があると考えられる。

HRNが2016年3月に発表した調査報告書にて紹介したアダルトビデオ出演強要被害事

例のうち、未成年者が当初はグラビアアイドルなどとしてスカウトされ、グラビアの撮影から「着エロ」に誘導され、次第に逃れられずに、AV出演まで余儀なくされた事例がある。この事例では、未成年時の出演に対する対価は一切支払われなかったということであり、未成年の無知につけ込み、あからさまな性的搾取が行なわれている実態が垣間見える。¹²⁴

2015年以降、タレント事務所やAV女優の事務所の違約金訴訟における裁判例で、所属タレントの年齢・経験等を考慮して契約の性質を「雇用類似」の契約とする裁判例が出されていることに鑑みれば、18歳未満の児童とその所属事務所の契約は一律に雇用類似とみなし、労働関連法規が適用されると考えるのが相当である。

この点、労働基準法は、15歳に達した日以降最初の3月31日まで児童を労働させてはならないとする。映画演劇事業については15歳未満でも就業ができるとされるが、児童の健康及び福祉に有害でない業務でなければならず、また、行政官庁の許可が必要である(法56条)。また、18歳未満の児童の戸籍証明書を事業所に備え付け、就学に差し支えないことを示す学校長の証明書と親権者の同意書を備え付けることが求められている(法57条)。このほか、賃金支払いその他、適正な労働条件が保障されなければならず(労基法)、有害業務への派遣は許されない(労働者派遣法)。また、児童福祉法は、「児童に淫行させる行為」「児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為」(34条1項5号、9号)を禁止し罰則を科している。

「着エロ」等が横行する現状を見れば、18歳未満の児童を所属させるプロダクションが、刑法(淫行勧誘の禁止)、児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、労働法(特に、年少者の使用に関する労働基準法56条以下の定め)を遵守しているか、児童を性的搾取していないか、について、省庁による十分なモニタリングや取締りがなされているとは考えにくい。

児童をタレント・モデル等として所属させているプロダクション等の事務所については、刑法、児童ポルノ規制、児童福祉法、労働関係法の違反がないよう、子どもの権利を保護するための効果的な監視・監督システムが不可欠である。関係各省庁が実効性ある監督体制を確立し、児童搾取等の児童の権利侵害が発生しないようにするため、法整備や現行法の運用改善が必要であると考えられる。

第9 提言

以上の調査・検討結果を踏まえ、ヒューマンライツ・ナウは以下のとおり提言する。

関係機関には児童ポルノか「疑わしい」との壁を前に、介入がなかなか進まない現状の打開を強く求めたい。

1 政府(内閣府・関係閣僚)に対し、

(1) 児童ポルノ法と実態の乖離を埋めるために、児童ポルノの普及・頒布・配信の実情に関する包括的な実態調査を実施し、必要な施策を講じること、

(2) 児童ポルノをめぐる、児童が児童ポルノ被害に巻き込まれた経緯、いかなる産業が関与しているのか、生じた被害等について、実態調査を行い、防止策の策定につなげること、

18歳未満の児童をタレント・モデル等として所属させるプロダクションに対し、児童の権利保障、児童福祉法、労働法、児童ポルノ法が遵守され、性的搾取が行われないようにするための効果的な監督と法規制について必要な検討を行うこと

(3) 児童ポルノについて、「着エロ」、イメージ・ビデオの如何を問わず、一切これを許さない「ゼロ・トレランス」の姿勢を明確にし、関連するすべての産業に周知徹底すること。また児童が被害にあわないように、教育、普及、啓発を徹底すること、

(4) 3号ポルノについてもその根絶を重点課題として明確に位置付け、すべての省庁、自治体、公共機関、一般社会に周知徹底し、関連する産業に指導すること

¹²⁴ 未成年者の無知と弱い立場につけ込んで、わいせつなビデオにひとたび出演させて少女を屈服させ、かつ自らの出演を恥じて状況を親族に相談して助けを求めることが出来ない状況に陥らせれば、その後も意に反する性的な搾取が可能となってしまう、次の段階ではAV強要等の事態にもつながりかねない。こうした被害の一連の連鎖を早期の段階で食い止めることが必要である。

2 警察に対して、

(1) 児童ポルノ根絶を最優先の課題として位置づけ、必要な財政的・人的資源を投入し、「着エロ」、イメージ・ビデオ等種類の如何を問わず、一切これを許さないゼロ・トレランスの姿勢で対応すること、

(2) 「出演者が児童であること」や「出演者が児童に見えること」を宣伝文句とするものなど、出演者が 18 歳以上であることが明確でないポルノについては、積極的な捜査・モニタリングを進めること

出演者が 18 歳以上であることが明確でないポルノについてはサプライ・チェーンをさかのぼって年齢確認書類の照会を行い、積極的に捜査すること、

(3) 3 号ポルノに該当する児童ポルノについても児童ポルノに該当することをすべての警察署で周知徹底し、重点課題として位置づけ、積極的な捜査・取締りを進めること

(4) 小児科医等との連携を強化し、出演者の実年齢が不明であるポルノに関しての年齢判定に関する手法の信頼性を向上させ、すべての警察署が、迅速かつ適確な専門家による年齢判定に容易にアクセスできるようにすること。また、諸外国の知見やグッドプラクティスを共有し、実効的な取締りを実現すること、

(5) 児童ポルノに従事する警察官の人材育成・教育を徹底し、各警察署単位で必要な人員を確保するとともに、ネットおよび実店舗でのより綿密なパトロール、モニタリングを行い、取締りを強化すること

3 政府機関・国会議員に対し、

以下の内容の立法を検討すること

(1) 児童がポルノ産業により性的に搾取されることを根絶するために、すべての演技者・出演者の年齢確認資料の保管を、ポルノ作品の制作、編集、流通、審査、販売、配信等に関わる全ての関係者に義務付け、違反者に罰則を科す。これにより、捜査機関等の捜査・モニタリングが効果的に行えるようにすること、

(2) プロバイダに対し、児童ポルノを発見した場合に政府機関への通報を義務づけること

4 関連する機関に対し、

(1) 児童ポルノは、「着エロ」、イメージ・ビデオの如何を問わず、一切これを許さない「ゼロ・トレランス」の姿勢で対応すること、

(2) メーカー、制作会社に対し

1) 「着エロ」、イメージ・ビデオの如何を問わず、18 歳未満に関するポルノは 3 号ポルノに該当するものも含め一切これを制作しないことを徹底すること、

2) 出演者からは年齢確認の ID 原本を必ず確認して厳正な年齢確認を行うとともに、出演者から聞き取りを行い、18 歳未満でないこと、意に反する出演でないことを確認すること、

3) 照合・確認した出演者の氏名、年齢、住所がわかる ID を保管し、流通・販売・配信等関連業者に交付し、警察等の照会にいつでも対応できる体制を確立すること、

4) すべての作品を販売、流通、配信に乗せる前に必ず審査を通すこととする、

5) IPPA などの業界団体として、審査機関による審査(但し、後記(3)に記述するとおり厳格な統一基準によるもの)を通さない児童ポルノないし児童ポルノと疑われる作品を販売・通信販売、配信している店舗・通販サイトには、作品を流さないルールを確立し、実施すること

(3) 審査団体に対し、

1) 「着エロ」、イメージ・ビデオの如何を問わず、18 歳未満に関するポルノは 3 号ポルノに該当するものも含め一切これを審査で合格としないこととし、周知徹底すること、

2) 審査団体として児童ポルノを排除するための明確かつ統一的な審査基準とプロセスをつくり、社会に公表して説明責任を果たすとともに、すべての作品が審査を受ける体制

をつくること

- 3) 児童ポルノ法を遵守するために審査の基準・プロセスは以下のものを必ず含むこと
 - a) 審査に年齢審査を導入し、出演者が 18 歳以上であることを ID と年齢確認の書類により確認しない限り審査を通さないこと。18 歳以上であることを証する ID 資料がない場合は、審査を不合格とすること、
 - b) 3 号ポルノと疑わしい作品はすべて、審査を合格させないこと
- 4) 児童ポルノと疑われる作品についても、審査基準を明確化し、以下の作品は審査を合格させないこと、
 - ・出演者の年齢如何に関わらず、児童が大人と性行為を行ったり、レイプ、性虐待、性的ハラスメントを受けていることを内容とする作品
 - ・出演者の年齢如何に関わらず、児童ポルノと疑われる作品以下のものを含む。
 - ・出演者を小学生、中学生として宣伝したり、18 歳未満の年齢を宣伝・記載した作品
 - ・「児童ポルノ」「着エロ」と宣伝する作品
 - ・服装、所持品、場面設定等から児童ポルノであることを連想させる作品
- 5) 従前の審査基準で合格した作品が市場で流通・販売・配信されないようにするため、すべての作品を再審査し、再審査を通らない作品は、販売・配信・レンタルの停止、回収、廃盤にする取扱いとし、周知徹底すること、
- (4) 販売店・問屋・レンタル業者に対し、
 - 1) 「着エロ」、イメージ・ビデオの如何を問わず、18 歳未満に関するポルノは 3 号ポルノに該当するものも含め一切これを一切販売、流通、レンタルしないことをポリシーとして確認し、取扱いを停止すること、
 - 2) 18 歳未満の者が出演している可能性のあるすべての作品について、出演者の氏名・年齢を確認できる公的文書のコピーを事前に確認し、保管すること、
 - 3) (3) で確立された厳格な審査を通らない作品については販売店に置かず、レンタルを行わないこと。問屋を通じて流通させないこと、
- (5) インターネット通信販売・配信業者に対し、
 - 1) 「着エロ」、イメージ・ビデオの如何を問わず、18 歳未満に関するポルノは 3 号ポルノに該当するものも含め一切これを一切配信、ネット販売しないこととし、取扱いを停止すること、
 - 2) 18 歳未満の者が出演している可能性のあるすべての作品について、出演者の氏名・年齢を確認できる公的文書のコピーを事前に確認し、保管すること、
 - 3) (3) で確立された厳格な審査を通らない作品については取扱を停止し、販売・配信を行わないこと、
- 5 インターネット関係業者に対し、

「着エロ」、イメージ・ビデオの如何を問わず、18 歳未満に関するポルノは 3 号ポルノに該当するものも含めて厳格かつ積極的にその該当性を判断し、該当する違法なものについては、ユーザーへのアクセスブロッキング、ウェブサイト削除等、ユーザーが児童ポルノに触れることができないよう対策を行うこと

(以上)